

資料8 畜産物市場流通	141
付表1. 8. 1 調査地区における畜産物生産計画	143
付表1. 8. 2 調査地区における肉類流通量	145
付表1. 8. 3 畜産物加工施設における経営収支試算	149
付図1. 8. 1 保靖県肉類加工施設配置図	156

付表1. 8. 1 (1) 調査地区における畜産物生産計画 (花垣県調査地区)

項目	単位	現況(90)	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
1 肉豚出荷頭数	頭	13,434	16,893	18,046	19,200	20,760	22,320	23,880	25,440	27,000	28,560	30,120	31,680	33,240	34,800
2 肉牛出荷頭数	"	1,117	1,966	2,332	2,919	3,570	4,375	5,370	6,599	8,107	8,107	8,107	8,107	8,107	8,107
うち黄水牛	"	956	1,805	2,231	2,758	3,409	4,214	5,209	6,438	7,946	7,946	7,946	7,946	7,946	7,946
うち乳牛	"	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161	161
3 山羊出荷頭数	"	3,314	13,856	22,322	35,984	35,984	35,984	35,984	35,984	35,984	35,984	35,984	35,984	35,984	35,984
4 鶏出荷羽数	羽	235	11,465	41,893	153,059	153,059	153,059	153,059	153,059	153,059	153,059	153,059	153,059	153,059	153,059
5 家禽出荷羽数	"	69,903	119,552	140,613	167,328	199,883	249,945	261,320	272,695	284,070	295,445	306,820	318,195	329,570	340,945
うちカサガシ	"	1,438	8,352	15,013	26,986	48,508	87,195	87,195	87,195	87,195	87,195	87,195	87,195	87,195	87,195
6 肉類生産量	ト	841	1,615	2,062	2,660	3,067	3,416	3,663	3,911	4,123	4,233	4,342	4,452	4,562	4,671
うち豚	"	671	1,064	1,137	1,210	1,308	1,406	1,504	1,603	1,701	1,799	1,898	1,996	2,094	2,192
肉	"	67	232	370	508	646	784	922	1,060	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
肉	"	31	166	319	472	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576
山羊肉	"	72	133	165	210	277	390	401	413	424	435	447	458	469	481
家禽肉	"	0	19	71	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260
兎肉	"	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 乳類生産量	ト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち市乳	"	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 卵類生産量	ト	50	71	78	86	96	106	116	134	144	154	164	174	184	194

付表1. 8. 1 (2) 調査地区における畜産物生産計画 (保靖県調査地区)

項目	単位	現況(90)	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
1 肉豚出荷頭数	頭	21,543	27,048	28,883	30,718	31,951	33,184	34,417	35,650	36,883	38,116	39,349	40,582	41,815	43,048
2 肉牛出荷頭数	"	592	1,450	2,308	3,166	4,024	4,882	5,740	6,598	7,456	8,314	9,172	10,034	10,894	11,752
うち黄水牛	"	409	1,267	2,125	2,983	3,841	4,699	5,557	6,415	7,273	8,131	8,989	9,851	10,713	11,571
うち乳牛	"	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183
3 山羊出荷頭数	"	3,353	12,647	21,941	31,235	40,529	49,823	59,117	68,417	68,417	68,417	68,417	68,417	68,417	68,417
4 鶏出荷羽数	羽	820	19,199	37,578	55,957	55,957	55,957	55,957	55,957	55,957	55,957	55,957	55,957	55,957	55,957
5 家禽出荷羽数	"	23,073	31,968	38,027	44,088	50,300	56,514	58,052	59,590	61,130	62,668	64,206	65,744	67,282	68,820
うちカサガシ	"	66	4,740	9,414	14,088	18,762	23,438	23,438	23,438	23,438	23,438	23,438	23,438	23,438	23,438
6 肉類生産量	ト	1,472	2,145	2,591	3,037	3,413	3,790	4,156	4,522	4,729	4,938	5,147	5,355	5,437	5,519
うち豚	"	1,327	1,704	1,820	1,935	2,013	2,091	2,168	2,246	2,324	2,401	2,479	2,557	2,634	2,712
肉	"	44	174	300	426	552	678	805	931	1,057	1,184	1,311	1,438	1,438	1,438
山羊肉	"	40	152	309	466	623	780	937	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
家禽肉	"	60	83	99	115	131	147	151	155	159	163	167	171	175	179
兎肉	"	1	33	64	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
7 乳類生産量	ト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち市乳	"	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 卵類生産量	ト	161	185	193	201	211	221	231	241	251	261	271	281	291	301

付表1. 8. 1 (3) 調査地区における畜産物生産計画 (永順県調査地区)

項目	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
1 肉豚出荷頭数	13,515	15,906	16,703	17,500	18,297	19,891	20,688	21,485	22,282	23,079	23,876	24,673	25,470
2 肉牛出荷頭数	123	724	1,325	1,926	2,527	3,128	4,330	4,931	4,931	4,931	4,931	4,931	4,931
うち黄牛	73	674	1,275	1,876	2,477	3,078	4,280	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881
うち水牛	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
うち乳牛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 山羊出荷頭数	174	744	1,314	1,884	2,454	3,024	4,164	4,736	4,736	4,736	4,736	4,736	4,736
4 鶏出荷羽数	0	18,138	36,276	54,414	72,552	90,690	126,966	145,105	145,105	145,105	145,105	145,105	145,105
5 家禽出荷羽数	15,769	18,076	18,845	19,615	20,384	21,153	22,691	23,460	24,229	24,998	25,767	26,536	27,305
うち鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 肉類生産量	952	1,174	1,355	1,537	1,718	1,900	2,081	2,263	2,443	2,625	2,807	2,989	3,171
うち豚肉	892	1,002	1,052	1,103	1,153	1,203	1,253	1,303	1,354	1,404	1,454	1,504	1,554
うち牛肉	16	85	174	263	352	441	530	619	706	796	885	974	1,063
山羊肉	3	9	18	28	37	47	56	66	76	86	96	106	116
家禽肉	41	47	49	51	53	55	57	59	61	63	65	67	69
鶏肉	0	31	62	93	123	154	185	216	247	278	309	340	371
7 乳類生産量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち市乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 卵類生産量	77	89	93	97	101	105	109	113	117	121	125	129	133

付表1. 8. 1 (4) 調査地区における畜産物生産計画 (吉首市調査地区)

項目	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
1 肉豚出荷頭数	19,047	20,766	21,339	21,910	22,398	22,886	23,374	23,862	24,350	24,838	25,326	25,814	26,302
2 肉牛出荷頭数	377	754	1,131	1,509	1,886	2,259	2,632	3,005	3,378	3,751	4,124	4,497	4,870
うち黄牛	282	655	1,028	1,401	1,774	2,147	2,520	2,893	3,266	3,639	4,012	4,385	4,758
うち水牛	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
うち乳牛	45	49	53	58	62	62	62	62	62	62	62	62	62
3 山羊出荷頭数	1,846	4,788	7,750	10,702	13,654	16,606	19,558	22,510	25,462	28,414	31,366	34,318	37,270
4 鶏出荷羽数	3,200	105,468	207,736	310,004	412,273	412,273	412,273	412,273	412,273	412,273	412,273	412,273	412,273
5 家禽出荷羽数	42,692	63,880	83,980	104,080	124,180	144,282	164,384	184,486	204,588	224,690	244,792	264,894	284,996
うち鶏	1,088	18,342	35,596	52,850	70,104	87,358	104,612	121,866	139,120	156,374	173,628	190,882	208,136
6 肉類生産量	1,367	1,803	2,173	2,542	2,906	3,270	3,634	3,998	4,362	4,726	5,090	5,454	5,818
うち豚肉	1,200	1,308	1,344	1,380	1,411	1,442	1,473	1,503	1,534	1,565	1,596	1,626	1,657
牛肉	29	92	147	202	257	312	367	422	477	532	587	642	697
山羊肉	22	58	110	162	214	266	318	370	422	474	526	578	630
家禽肉	111	166	218	271	323	375	427	479	531	583	635	687	739
鶏肉	5	178	353	527	701	875	1,049	1,223	1,397	1,571	1,745	1,919	2,093
7 乳類生産量	1,065	1,161	1,264	1,318	1,456	1,556	1,656	1,756	1,856	1,956	2,056	2,156	2,256
うち市乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 卵類生産量	142	157	162	168	176	184	192	199	208	216	224	232	240

付表 1. 8. 2 (1) 調査地区における肉類流通量 (花垣県調査地区)

項目	単位	現況('90)	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
肉類生産量	ト	841	1,615	2,062	2,660	3,067	3,416	3,663	3,911	4,123	4,233	4,342	4,452	4,562	4,671
うち豚肉	"	671	1,064	1,137	1,210	1,308	1,406	1,504	1,603	1,701	1,799	1,898	1,996	2,094	2,192
牛肉	"	67	232	370	508	646	784	922	1,060	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
山羊肉	"	31	166	319	472	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576
家禽肉	"	72	133	165	210	277	390	401	413	424	435	447	458	469	481
兔肉	"	19	19	71	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260
人口(推計)	人	64,282	66,230	66,892	67,561	68,237	68,919	69,608	70,304	71,007	71,717	72,435	73,159	73,891	74,629
一人当たり消費量	kg	8	18.0	18.9	20.0	22.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
うち豚肉	"		16.0	16.5	17.0	18.0	19.0	19.0	19.0	19.0	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
牛肉	"														
山羊肉	"														
家禽肉	"		2.0	2.4	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
兔肉	"														
地区内消費量	ト	514	1,192	1,264	1,351	1,501	1,654	1,671	1,687	1,704	1,721	1,738	1,756	1,773	1,791
うち豚肉	"		1,060	1,104	1,149	1,228	1,309	1,323	1,336	1,349	1,327	1,340	1,353	1,367	1,381
牛肉	"														
山羊肉	"		132	161	203	273	345	348	352	355	394	398	402	406	410
家禽肉	"														
兔肉	"														
地区外出荷量	ト	327	423	797	1,309	1,566	1,761	1,993	2,224	2,419	2,511	2,604	2,696	2,788	2,880
うち豚肉	"		5	33	61	80	97	182	267	352	473	558	642	727	812
牛肉	"		232	370	508	646	784	922	1,060	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
山羊肉	"		166	319	472	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576
家禽肉	"		1	4	7	4	45	53	61	69	41	48	56	63	70
兔肉	"		19	71	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260

付表1. 8. 2 (2) 調査地区における肉類流通量 (保靖県調査地区)

項目	単位	1990年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
肉類生産量															
うち豚肉	ト	1,472	2,145	2,591	3,037	3,413	3,790	4,156	4,522	4,729	4,938	5,147	5,355	5,437	5,519
牛肉	"	1,327	1,704	1,820	1,935	2,013	2,091	2,168	2,246	2,324	2,401	2,479	2,557	2,634	2,712
山羊肉	"	44	174	300	426	552	678	805	931	1,057	1,184	1,311	1,438	1,438	1,438
家禽肉	"	40	152	309	466	623	780	937	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
兎肉	"	60	83	99	115	131	147	151	155	159	163	167	171	175	179
人口 (推計)	人	1	33	64	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
一人当たり消費量															
うち豚肉	kg	8	18.0	19.1	20.3	21.0	21.7	22.3	22.8	23.4	23.8	24.0	24.0	24.0	24.0
牛肉	"		17.2	18.2	19.2	19.8	20.3	20.9	21.4	21.9	22.3	22.5	22.5	22.5	22.5
山羊肉	"		0.8	0.9	1.1	1.2	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
家禽肉	"														
兎肉	"														
地区内消費量															
うち豚肉	ト	766	1,775	1,902	2,042	2,134	2,227	2,311	2,387	2,474	2,541	2,588	2,614	2,640	2,667
牛肉	"		1,696	1,813	1,931	2,012	2,083	2,166	2,240	2,315	2,381	2,427	2,451	2,475	2,500
山羊肉	"		79	90	111	122	144	145	147	159	160	162	163	165	167
家禽肉	"														
兎肉	"														
地区外出荷量															
うち豚肉	ト	706	370	689	995	1,280	1,564	1,845	2,135	2,255	2,396	2,558	2,741	2,797	2,852
牛肉	"		8	7	4	1	7	2	6	8	20	52	106	159	212
山羊肉	"		174	300	426	552	678	805	931	1,057	1,184	1,311	1,438	1,438	1,438
家禽肉	"		152	309	466	623	780	937	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
兎肉	"		4	9	4	9	3	6	8	0	3	5	8	10	12
	"		33	64	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95

付表 1. 8. 2 (3) 調査地区における肉類流通量(永順県調査地区)

項	目	単位	現況('90)	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
肉類生産量	うち豚肉	ト	952	1,174	1,355	1,537	1,718	1,900	2,081	2,263	2,443	2,495	2,547	2,600	2,652	2,704
	牛肉	"	892	1,002	1,052	1,103	1,153	1,203	1,253	1,303	1,354	1,404	1,454	1,504	1,554	1,605
	山羊肉	"	16	85	174	263	352	441	530	619	706	706	706	706	706	706
	家禽肉	"	3	9	18	28	37	47	56	66	76	76	76	76	76	76
	兎肉	"	41	47	49	51	53	55	57	59	61	63	65	67	69	71
		"	31	31	62	93	123	154	185	216	247	247	247	247	247	247
人口(推計)	人		48,600	50,073	50,573	51,079	51,590	52,106	52,627	53,153	53,685	54,221	54,764	55,311	55,864	56,423
一人当たり消費量	kg		14	20.9	21.7	22.4	23.0	23.5	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
地区内消費量	うち豚肉	ト	680	1,047	1,097	1,144	1,187	1,224	1,263	1,276	1,288	1,301	1,314	1,327	1,341	1,354
	牛肉	"		1,001	1,052	1,098	1,135	1,172	1,210	1,217	1,229	1,242	1,254	1,261	1,274	1,286
	山羊肉	"														
	家禽肉	"		45	46	46	52	52	53	58	59	60	60	66	67	68
	兎肉	"														
		"														
地区外出荷量	ト		271	127	257	393	531	675	818	987	1,155	1,194	1,233	1,272	1,311	1,350
うち豚肉	"			1	0	4	18	31	43	86	124	162	200	243	281	318
牛肉	"			85	174	263	352	441	530	619	706	706	706	706	706	706
山羊肉	"			9	18	28	37	47	56	66	76	76	76	76	76	76
家禽肉	"			2	3	5	1	3	4	1	2	3	5	1	2	3
兎肉	"			31	62	93	123	154	185	216	247	247	247	247	247	247

付表1. 8. 2 (4) 調査地区における肉類流通量 (吉首市調査地区)

項 目	単位	現況('90)	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
肉類生産量															
うち豚肉	ト	1,367	1,803	2,173	2,542	2,906	3,096	3,186	3,277	3,367	3,458	3,548	3,639	3,730	3,822
牛肉	"	1,200	1,308	1,344	1,380	1,411	1,442	1,473	1,503	1,534	1,565	1,596	1,626	1,657	1,688
山羊肉	"	29	92	147	202	257	312	367	422	477	532	587	642	697	754
家禽肉	"	22	58	110	162	214	266	266	266	266	266	266	266	266	266
兔肉	"	111	166	218	271	323	375	380	385	390	394	399	404	409	414
人口(推計)	人	5	179	353	527	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701
一人当たり消費量	kg	51,387	52,944	53,474	54,008	54,548	55,094	55,645	56,201	56,763	57,331	57,904	58,483	59,068	59,659
うち豚肉	"	8	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
牛肉	"		21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0
山羊肉	"														
家禽肉	"		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
兔肉	"														
地区内消費量	ト	411	1,271	1,283	1,296	1,309	1,322	1,335	1,349	1,362	1,376	1,390	1,404	1,418	1,432
うち豚肉	"		1,112	1,123	1,134	1,146	1,157	1,169	1,180	1,192	1,204	1,216	1,228	1,240	1,253
牛肉	"														
山羊肉	"		159	160	162	164	165	167	169	170	172	174	175	177	179
家禽肉	"														
兔肉	"														
地区外出荷量	ト	956	583	889	1,246	1,596	1,773	1,851	1,928	2,005	2,082	2,159	2,235	2,312	2,390
うち豚肉	"		196	221	246	286	285	304	323	342	361	380	398	417	435
牛肉	"		92	147	202	257	312	367	422	477	532	587	642	697	754
山羊肉	"		58	110	162	214	266	266	266	266	266	266	266	266	266
家禽肉	"		7	58	109	159	210	213	216	219	222	225	228	232	235
兔肉	"		179	353	527	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701

付表1. 8. 3 (1) 畜産物加工施設における経営収支試算 (湘西自治州肉類加工廠)

現況		計画 (安定年)	
区分	金額 (万元)	内訳	金額 (万元)
収入			
販売収入	476.2		4,219.4
凍結牛肉	188.8	2,300 頭 × 114 kg × 7.2 元/kg	25,000 頭 × 143 kg × 7.2 元/kg
凍結豚肉	36.9	1,300 頭 × 63 kg × 4.5 元/kg	20,000 頭 × 63 kg × 4.5 元/kg
凍結山羊肉	194.7	24,400 頭 × 14 kg × 5.7 元/kg	55,000 頭 × 16 kg × 5.7 元/kg
兔肉	12.6	8,700 羽 × 1.7 kg × 8.5 元/kg	100,000 羽 × 1.7 kg × 8.5 元/kg
ガチョウ肉			25,000 羽 × 2.6 kg × 7.5 元/kg
その他	43.3	× 0.1 (内蔵、皮等)	× 0.1 (内蔵、皮等)
その他			
計	476.2		4,219.4
支出			
原料購入費	361.3		3,473.5
牛生体	176.6	2,300 頭 × 320 kg × 2.4 元/kg	25,000 頭 × 325 kg × 3.0 元/kg
豚生体	30.4	1,300 頭 × 90 kg × 2.6 元/kg	20,000 頭 × 90 kg × 3.0 元/kg
山羊生体	146.4	24,400 頭 × 30 kg × 2.0 元/kg	55,000 頭 × 31 kg × 2.0 元/kg
兔生体	7.8	8,700 羽 × 3.0 kg × 3.0 元/kg	100,000 羽 × 4.0 kg × 3.0 元/kg
ガチョウ生体			25,000 羽 × 3.5 kg × 4.0 元/kg
その他			
人件費	5.8	29 人 × 2,000 元/人	222 人 × 2,000 元/人
その他経費	50.9		
原価償却費			600 万元/20 年
計	418.0		3,937.0
売上利益	58.2		282.4
事務諸経費	10.0		76.4
支払返済金	2.0		19.7
経常利益	46.2		186.3

付表1. 8. 3 (2) 畜産物加工施設における経営収支試算
(保靖県肉類加工施設)

区分	金額(万元)	内訳
販売収入	2,103.8	
凍結牛肉	514.8	5,000 頭 × 143 kg × 7.2 元/kg
凍結豚肉	850.5	30,000 頭 × 63 kg × 4.5 元/kg
凍結山羊肉	547.2	60,000 頭 × 16 kg × 5.7 元/kg
その他	191.3	× 0.1 (内蔵、皮等)
計	2,103.8	
原料購入費	1,669.5	
牛生体	487.5	5,000 頭 × 325 kg × 3.0 元/kg
豚生体	810.0	30,000 頭 × 90 kg × 3.0 元/kg
山羊生体	372.0	60,000 頭 × 31 kg × 2.0 元/kg
その他		
人件費	15.0	75 人 × 2,000 元/人
その他経費	226.7	
原価償却費	30.0	600 万元/20 年
計	1,941.2	
売上利益	162.5	
事務諸経費	10.0	
支払返済金	72.2	年利率10%30年償還(うち据置き10年)
経常利益	80.3	

付表1. 8. 3 (3) 畜産物加工施設における経営収支試算(永順県肉類連合加工廠)

現況		計画(安定年)	
区分	金額(万円)	内訳	金額(万円)
販売収入	486.6		5,530.9
凍結牛肉	410.4	5,000頭×114kg×7.2元/kg	27,000頭×143kg×7.2元/kg
凍結豚肉	31.9	4,000頭×14kg×5.7元/kg	60,000頭×63kg×4.5元/kg
凍結山羊肉	44.2	×0.1(内蔵、皮等)	60,000頭×16kg×5.7元/kg
その他			×0.1(内蔵、皮等)
計	486.6		5,530.9
原料購入費	408.0		4,624.5
牛生体	384.0	5,000頭×320kg×2.4元/kg	27,000頭×325kg×3.0元/kg
豚生体	24.0	4,000頭×30kg×2.0元/kg	60,000頭×90kg×3.0元/kg
山羊生体			60,000頭×31kg×2.0元/kg
その他			
人件費	15.0	75人×2,000元/人	927人×2,000元/人
その他経費	35.4		
原価償却費			
計	458.4		5,278.1
売上利益	28.1		252.9
事務諸経費	10.0		134.9
支払返済金	2.0		11.9
経常利益	16.1		106.1
			年利率10%30年償還(うち据置き10年)

付表1. 8. 3 (4) 畜産物加工施設における経営収支試算(吉首市肉類畜産品加工廠)

現況		計画(安定年)	
区分	金額(万円)	内訳	金額(万円)
収入			
販売収入	590.6		
凍結牛肉	348.8	3,000頭×114kg×7.2元/kg	3,500頭×143kg×7.2元/kg
凍結豚肉	246.2	2,500頭×63kg×4.5元/kg	2,500頭×63kg×4.5元/kg
凍結山羊肉	70.9	14頭×14kg×5.7元/kg	10,000頭×16kg×5.7元/kg
兎肉		羽×1.7kg×8.5元/kg	10,000羽×1.7kg×8.5元/kg
その他	31.7	(内蔵、皮等)	×0.1(内蔵、皮等)
合計	348.8		590.6
支出			
原料購入費	482.8		
牛生体	288.9	3,000頭×320kg×2.4元/kg	3,500頭×325kg×3.0元/kg
豚生体	230.4	2,500頭×90kg×2.6元/kg	2,500頭×90kg×3.0元/kg
山羊生体	58.5		10,000頭×31kg×2.0元/kg
兎生体			10,000羽×4.0kg×3.0元/kg
その他			
人件費	4.8	24人×2,000元/人	24人×2,000元/人
その他経費	35.0		
原価償却費			
合計	328.7		600万円/20年
売上利益	20.1		
事務諸経費	10.0		
支払返済金	8.0		
経常利益	2.1		
売上利益	38.0		
事務諸経費	10		
支払返済金	20.7		
経常利益	7.3		

付表1. 8. 3 (5) 畜産物加工施設における経営収支試算 (吉首市製皮廠)

現況		計画 (安定年)	
区分	金額(万円)	区内	区外
販売収入	838.2		金額(万円) 訳
牛皮	660.0	6.6 万枚 × 100 元	1,430.0
豚皮	10.0	0.5 万枚 × 20 元	1,000.0
山羊皮	92.0	4.6 万枚 × 20 元	100.0
その他	76	×0.1 (合成皮)	200.0
計	838.2		130 ×0.1 (合成皮)
原料購入費	685.8		1,430.0
牛皮	594.0	6.6 万枚 × 90 元	1,170.0
豚皮	9.0	0.5 万枚 × 18 元	900.0
山羊皮	82.8	4.6 万枚 × 18 元	90.0
人件費	26.0	130 人	180.0
その他費用	107.6		26.0
原価償却費			115
計	819.4		20.0
売上利益	18.8		1,331.0
事務諸経費	10.0		99.0
支払返済金	2.0		11
経常利益	6.8		52.9
			年利10%30年償還 (うち据置き10年)
			35.5

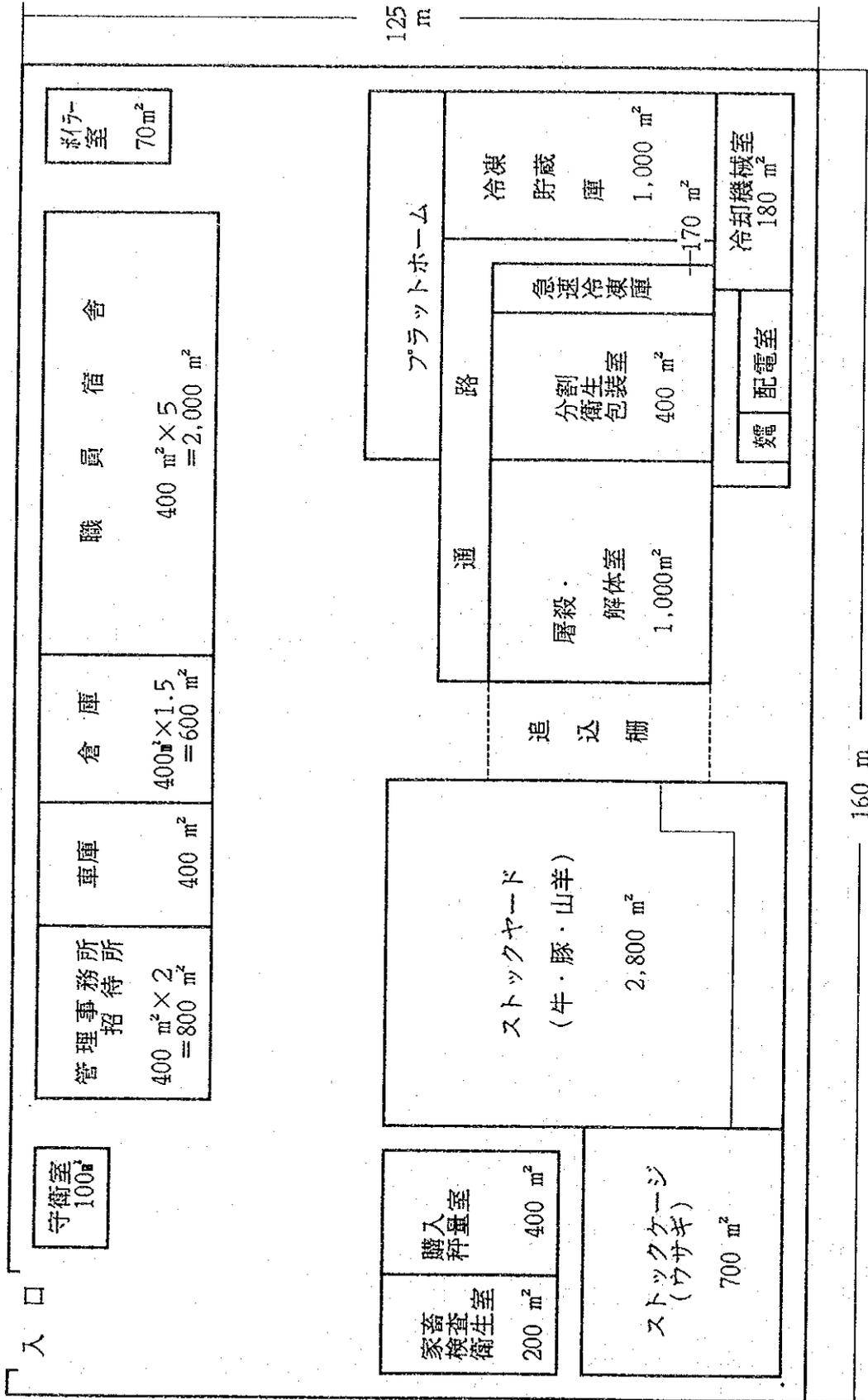
付表 1. 8. 3 (6) 畜産物加工施設における経営収支試算
 (吉首市ウサギ皮加工生産課)

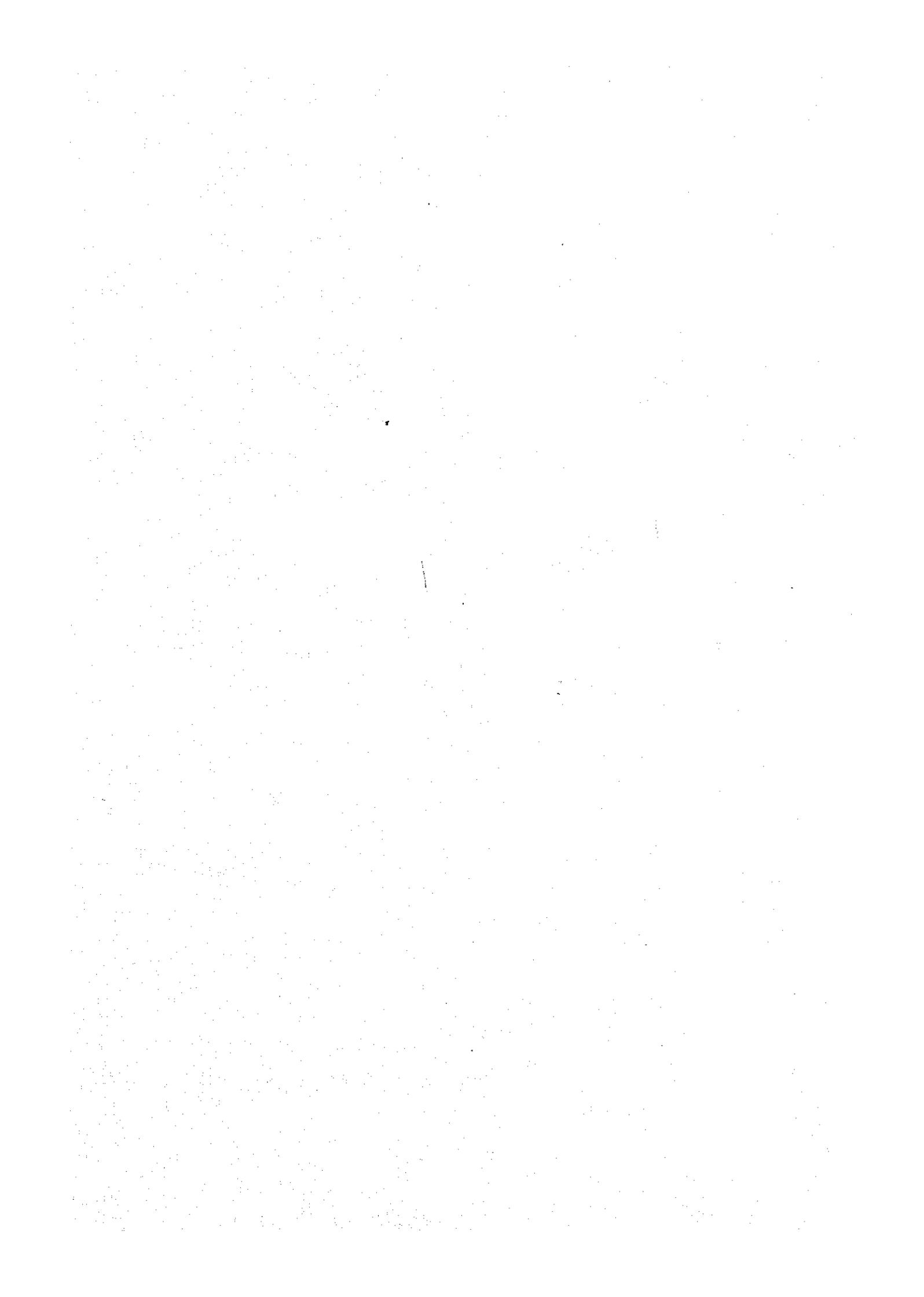
区分	金額(万円)	内訳
収入	470.0	
販売収入		
加工皮革	420.0	70.0 万枚 × 6 元
毛皮製品	50.0	0.5 万枚 × 100 元
その他		
計	470.0	
支出		
原料購入費	308.4	
ウサギ皮	228.0	76.0 万枚 × 3 元
加工材料	74.4	食塩、薬品など
服装材料	6.0	縫装補助材料
光熱水費	6	燃料、電気
修理費	2	
人件費	24.2	90 人
その他費用	28	
原価償却費	3.5	70 万円 / 20年
計	372.3	
売上利益	97.7	
事務諸経費	51	税金
支払返済金	26.0	建物および機械設備
経常利益	20.7	

付表1. 8. 3 (7) 畜産物加工施設における経営収支試算 (吉首市乳品廠)

現況		計画 (安定年)	
区分	金額(万元)	内訳	区別
収入	213.2	190 ト × 8,920 元 100 ト × 1,000 元 50 ト × 6,750 元 その他 計	475.6 169.5 10.0 33.8 262.4 475.6
支出	158.9	自家産生乳費 800 元/ト × 1,065 ト 農家購入生乳 800 元/ト × 0 ト 脱脂粉乳 8,400 元/ト × 54 ト 砂糖 2,800 元/ト × 83 ト 卵 4,200 元/ト × 5 ト 税金 光熱水費 修理費 人件費 その他 原価償却費 計	190.2 85.2 31.3 45.4 23.2 2.1 3.0 8.4 9.4 3.0 22.1 4.1 3.3 240.5
売上利益	15.4		235.1
事務諸経費	10.0		13.7
支払返済金	2.0		45.6
経常利益	3.4		175.8

付図1.8.1 保靖県肉類加工施設配置図





資料9 事業費積算・便益算定	157
付表1.9.1 年度別事業量内訳	159
付表1.9.2 年度別工事費内訳	160
付表1.9.3 経営収支試算（黄牛成雌 100頭当たり、計画・現況）	161
付表1.9.4 経営収支試算（山羊成雌 100頭当たり、計画・現況）	162
付表1.9.5 経営収支試算（ウサギ成雌 100頭当たり、計画・現況） ...	163
付表1.9.6 経営収支試算（ガチョウ成雌 100頭当たり、計画・現況）...	164
付表1.9.7 経営収支試算（乳牛成雌 100頭当たり、計画・現況）	165
付表1.9.8 畜種別年間所得額の推移	166

付表 1. 9. 1 年度別事業量内訳

区分	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	計
(1) 平地整備工事	ha 3,000	ha 3,500	ha 4,000	ha 4,000	ha 4,000	ha 4,000	ha 2,000	ha 2,000	ha 2,000	ha 1,000	ha 1,000	ha 966	ha 30,098	
① 草地整備	ha 228	ha 266	ha 304	ha 304	ha 304	ha 304	ha 162	ha 162	ha 162	ha 76	ha 76	ha 74	ha 2,354	
② 治水施設(水防堤)	km 482	km 827	km 857	km 780	km 800	km 800	km 600	km 400	km 400	km 300	km 200	km 197	km 6,713	
(2) 道路工事	km 12	km 12	km 12	km 12	km 12	km 12	km 19	km 19	km 19	km 19	km 19	km 19	km 223	
① 支線道路(砂証地)	km 13	km 8	km 19	km 223										
② 支線道路	km 3,697	km 48,055												
(3) 農業生産用機械導入	台 270	台 320	台 220											
(4) 家畜舎等整備	m ² 1,135	m ² 1,248	m ² 1,373	m ² 1,610	m ² 1,661	m ² 1,828	m ² 2,010	m ² 2,010	m ² 1,863	m ² 1,252	m ² 448	m ² 456	m ² 15,944	
① 乳牛(牛舎)	m ² 16,678	m ² 21,180	m ² 24,989	m ² 18,327	m ² 22,692	m ² 22,368	m ² 9,500	m ² 451	m ² 451	m ² 1,252	m ² 448	m ² 456	m ² 136,341	
② 乳牛(分養舎)	m ² 3,910	m ² 5,797	m ² 8,667	m ² 12,680	m ² 8,141	m ² 33,088								
③ 山羊(山羊舎)	m ² 8,820	m ² 13,230	m ² 13,230	m ² 8,820	m ² 44,100									
④ 養鶏舎	m ² 28,255	m ² 43,533	m ² 58,190	m ² 43,533	m ² 211,391									
⑤ ウナギ(箱)	箱 666	箱 782	箱 760	箱 641	箱 375	箱 412	箱 454	箱 421	箱 257	箱 233	箱 101	箱 103	箱 5,100	
(5) 家畜導入	頭 647	頭 647	頭 656	頭 600	頭 2,550									
① 乳牛	頭 27	頭 29	頭 32	頭 22	頭 110									
(6) 畜産物加工施設整備	所 (1)	所 2	所 1											
① 肉類加工施設(牛)	所 1													
② 肉類加工施設(豚)	所 1													
③ 牛乳処理施設(市)	所 1													
④ 皮革加工施設(市)	所 1													
(7) 農林技術普及	所 (1)	所 1												
① 農林技術普及センター	所 1													
② 冷凍貯蔵所	所 1													
③ 農林技術普及センター	所 1													
④ 養蚕センター	所 1													
⑤ 農林技術普及センター	所 1													
⑥ 農林技術普及センター	所 1													
⑦ 農林技術普及センター	所 1													
(8) 農村基盤整備	ha 135	ha 130	ha 101	ha 103	ha 1,345									
① 灌漑・排水	ha 56	ha 562												
② 飲雑用水	ha 31	ha 217												
③ 教育・文化・体育(図書館)	ha 10	ha 468												
④ 体育	ha 1	ha 39												
⑤ 生産関連施設	ha 1	ha 6												
⑥ 医療・衛生	ha 2	ha 6												
⑦ 農林技術普及センター	ha 5	ha 25												
⑧ 農村電化	ha 7	ha 40												

(集出灌漑)
(農村技術センター)

付表 1. 9. 2 年度別工事費内訳

単位：千円

区分	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2005	計	
(1) 基地整備工事 ① 基地整備 ② 給水施設 ③ 附属物	4,600 1,729 1,028	5,367 2,017 1,000	5,367 2,017 1,042	5,133 2,305 948	6,133 2,305 1,011	6,133 2,305 1,011	5,133 2,305 1,011	3,067 1,153 758	3,067 1,153 506	3,067 1,153 506	1,533 576 379	1,533 576 253	1,481 562 249	126	47,481 17,851 8,817
(2) 道路工事 ① 支線道路(移転地) ② 同上土地補償費 ③ 支線道路 ④ 同上土地補償費	2,568 1,118 2,517 123	2,568 1,118 1,567 76	2,568 1,118 4,030 186	2,568 1,118 4,030 186	2,568 1,118 4,030 186	2,568 1,118 4,030 186	2,568 1,118 4,030 186	568 568 4,030 186	568 568 4,030 186	568 568 4,030 186	568 568 4,030 186	568 568 4,030 186	568 568 4,030 186	567	12,137 555 47,784 2,209
(3) 農業生産用機械導入	568	568	568	568	568	568	568	568	568	568	568	568	568	7,383	
(4) 家畜舎等整備 ① 黄牛 ② 山羊 ③ ウサギ ④ オウソウ ⑤ 乳牛 ⑥ 管理舎	514 1,717 399 27 23 1,147	565 2,181 616 41 25 1,720	622 2,568 962 60 27 1,720	634 1,837 612 89 89 1,146	752 2,355 68 57	877 2,305 89	911 978 115	844 47 122	844 47 122	516	567	203	206	12	7,223 14,039 2,983 274 94 5,733
(5) 家畜導入 ① 黄牛 ② 山羊 ③ 乳牛	222 26 108	293 26 116	304 26 128	256 24 88	150	165	182	168	103	113	40	41	3	2,040 102 440	
(6) 畜産物加工施設整備 ① 肉類加工施設(州) ② 肉類加工施設(県市) ③ 牛乳処理施設 ④ 皮革加工施設	3,074 5,600 5,202	4,081	1,680 1,758											1,680 8,913 5,600 5,202	
(7) 農林技術実証普及 ① 農林技術実証普及 ② 冷凍畜産物 ③ 農林技術実証普及 ④ 農林技術実証普及 ⑤ 畜産科学研究推進 ⑥ 畜産科学研究推進 ⑦ 畜産科学研究推進	185 316 347 300 156 600 261	515 211 694 600 193 1,500 678	347 300 156 400 174											700 527 1,388 1,200 505 2,500 1,113	
(8) 農村基盤整備 ① 灌溉・排水(農業) ② 飲用水(排水) ③ 飲用水(上下水道) ④ 教育(学校) ⑤ 文化(図書館) ⑥ 体育(体育館) ⑦ 生活関連施設 ⑧ 生活関連施設 ⑨ 生活関連施設 ⑩ 生活関連施設 ⑪ 生活関連施設 ⑫ 生活関連施設 ⑬ 生活関連施設 ⑭ 生活関連施設 ⑮ 生活関連施設 ⑯ 生活関連施設 ⑰ 生活関連施設 ⑱ 生活関連施設 ⑲ 生活関連施設 ⑳ 生活関連施設 ㉑ 生活関連施設 ㉒ 生活関連施設 ㉓ 生活関連施設 ㉔ 生活関連施設 ㉕ 生活関連施設 ㉖ 生活関連施設 ㉗ 生活関連施設 ㉘ 生活関連施設 ㉙ 生活関連施設 ㉚ 生活関連施設 ㉛ 生活関連施設 ㉜ 生活関連施設 ㉝ 生活関連施設 ㉞ 生活関連施設 ㉟ 生活関連施設 ㊱ 生活関連施設 ㊲ 生活関連施設 ㊳ 生活関連施設 ㊴ 生活関連施設 ㊵ 生活関連施設 ㊶ 生活関連施設 ㊷ 生活関連施設 ㊸ 生活関連施設 ㊹ 生活関連施設 ㊺ 生活関連施設 ㊻ 生活関連施設 ㊼ 生活関連施設 ㊽ 生活関連施設 ㊾ 生活関連施設 ㊿ 生活関連施設	1,130 1,116 8,598 207 1,056 170 504 128 376 13 280 298 1,130 1,116 8,598 207 1,056 170 504 128 376 13 280 298	1,130 1,116 8,598 207 1,056 170 504 128 376 13 280 298	1,130 1,116 8,598 207 1,056 189 616	1,130 1,116 8,598 207 207 952 189 616	1,130 1,116 8,598 207 207 207 256 10 5 2,790 298	1,130 1,116 8,598 207 207 207 256 10 5 2,790 298	1,130 1,116 8,876 201	1,130 1,116 8,876 201	1,130 1,116 8,876 201	1,130 1,116 8,876 201	1,130 1,116 8,876 201	1,130 1,116 8,876 201	11,254 1,163 60,464 1,443 4,120 2,077 2,912 768 1,128 54 840 13,950 1,705		
合計	49,141	43,571	43,121	36,557	32,836	28,151	22,537	11,937	11,375	9,155	7,389	7,323	4,258	307,351	
工事費割合(%)	16.0	14.2	14.0	11.9	10.7	9.2	7.3	3.9	3.7	3.0	2.4	2.4	1.4		
進捗率(%)	16.0	30.2	44.2	56.1	66.8	76.0	83.3	87.2	90.9	93.9	96.3	96.7	100		

付表1.9.3(1) 経営収支試算(黄牛成雌100頭当たり、計画)

項 目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	肥育育成牛(雌)	21,600	24頭 × 300kg × 3元/kg
	肥育育成牛(去)	38,850	37頭 × 350kg × 3元/kg
	老 麁 牛(雌)	9,100	13頭 × 350kg × 2元/kg
	老 麁 牛(雄)	320	0.4頭 × 400kg × 2元/kg
	計	69,870	
支 出	肥 料 費	11,096	管理 9,861元 更新 6.3 ha × 196元 = 1,235元
	種 苗 費	1,260	更新 6.3 ha × 200元 = 1,260元
	衛 生 費	1,000	100頭 × 10元
	賃 料 料 金	699	69,870元 × 1% (交易場利用料相当を計上)
	小農具補充費	100	100頭 × 1元
	諸 材 料 費	200	100頭 × 2元
	養 畜 費	1,510	種付料 50頭 × 11元 種雄牛 0.4頭 × 2,400元 = 960元
	修 理 費	327	
計	16,192		
差 引 所 得		53,678	

付表1.9.3(2) 経営収支試算(黄牛成雌100頭当たり、現況)

項 目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	肥育育成牛(雌)	10,200	17頭 × 200kg × 3元/kg
	肥育育成牛(去)	23,400	26頭 × 300kg × 3元/kg
	老 麁 牛(雌)	4,320	9頭 × 240kg × 2元/kg
	老 麁 牛(雄)	264	0.4頭 × 330kg × 2元/kg
	計	38,184	
支 出	衛 生 費	1,000	100頭 × 10元
	賃 料 料 金	382	38,184元 × 1% (交易場利用料相当を計上)
	小農具補充費	100	100頭 × 1元
	諸 材 料 費	200	100頭 × 2元
	養 畜 費	1,210	種付料 50頭 × 5元 種雄牛 0.4頭 × 2,400元 = 960元
	修 理 費	327	
計	3,219		
差 引 所 得		34,965	

付表1.9.4(1) 経営収支試算(山羊成雌100頭当たり、計画)

項 目		金額(元)	計 算 基 礎
取 入	育成山羊(去)	9,216	144頭 × 32kg × 2元/kg
	育成山羊(雌)	7,680	128頭 × 30kg × 2元/kg
	老 廐(雄)	53	0.8頭 × 33kg × 2元/kg
	老 廐(雌)	992	16頭 × 31kg × 2元/kg
	計	17,941	
支 出	肥 料 費	5,059	管理 4,608元 更新 2.3 ha × 196元 = 451元
	種 苗 費	460	更新 2.3 ha × 200元 = 460元
	衛 生 費	100	100頭 × 1元
	賃 料 料 金	359	17,941元 × 2% (交易場利用料相当を計上)
	小農具補充費	50	100頭 × 0.5元
	諸 材 料 費	100	100頭 × 1元
	養 畜 費	106	種雄山羊購入費 0.8頭 × 33kg × 4元
	修 理 費	468	
計	6,702		
差 引 所 得		11,239	

付表1.9.4(2) 経営収支試算(山羊成雌100頭当たり、現況)

項 目		金額(元)	計 算 基 礎
取 入	育成山羊(去)	7,280	130頭 × 28kg × 2元/kg
	育成山羊(雌)	5,750	115頭 × 25kg × 2元/kg
	老 廐(雄)	53	0.8頭 × 33kg × 2元/kg
	老 廐(雌)	992	16頭 × 31kg × 2元/kg
	計	14,075	
支 出	衛 生 費	100	100頭 × 1元
	賃 料 料 金	282	14,075元 × 2% (交易場利用料相当を計上)
	小農具補充費	50	100頭 × 0.5元
	諸 材 料 費	100	100頭 × 1元
	養 畜 費	106	種雄山羊購入費 0.8頭 × 33kg × 4元
	修 理 費	341	
計	979		
差 引 所 得		13,096	

付表1.9.5(1) 経営収支試算(ウサギ成雌100羽当たり、計画)

項 目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	育成ウサギ(去)	16,416	1,368羽 × 4kg × 3元/kg
	育成ウサギ(雌)	15,960	1,330羽 × 4kg × 3元/kg
	廃 用 (雄)	84	7羽 × 4kg × 3元/kg
	廃 用 (雌)	456	38羽 × 4kg × 3元/kg
	計	32,916	
支 出	飼 料 費	12,014	17,163kg × 0.7元/kg
	肥 料 費	1,031	畑 535元 管理 339元 更新 0.8ha × 196元 = 157元
	種 苗 費	199	畑 39元 更新 0.8ha × 200元 = 160元
	衛 生 費	407	120羽 × 0.2元 × 2回 = 48元 1,795羽 × 0.2元 = 359元
	賃 料 料 金	658	32,916元 × 2% (交易場利用料相当を計上)
	小農具補充費	50	100頭 × 0.5元
	養 畜 費	280	種雄ウサギ 7羽 × 40元/羽
	修 理 費	117	
	計	14,756	
差 引 所 得		18,160	

付表1.9.5(2) 経営収支試算(ウサギ成雌100羽当たり、現況)

項 目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	育成ウサギ(去)	12,312	1,368羽 × 3kg × 3元/kg
	育成ウサギ(雌)	11,970	1,330羽 × 3kg × 3元/kg
	廃 用 (雄)	63	7羽 × 3kg × 3元/kg
	廃 用 (雌)	342	38羽 × 3kg × 3元/kg
	計	24,687	
支 出	飼 料 費	8,410	12,014kg × 0.7元/kg
	肥 料 費	535	畑 535元
	種 苗 費	39	畑 39元
	衛 生 費	407	120羽 × 0.2元 × 2回 = 48元 1,795羽 × 0.2元 = 359元
	賃 料 料 金	494	24,687元 × 2% (交易場利用料相当を計上)
	小農具補充費	50	100頭 × 0.5元
	養 畜 費	280	種雄ウサギ 7羽 × 40元/羽
	修 理 費	83	
	計	10,298	
差 引 所 得		14,389	

付表1.9.6(1) 経営収支試算(ガチヨウ成雌100羽当たり、計画)

項 目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	ガチヨウ販売	22,386	$1,599羽 \times 3.5kg \times 4元/kg$
	卵 販 売	1,000	$2,000個 \times 0.5元/個$
	廃 用	800	$40羽 \times 5kg \times 4元/kg$
	計	24,186	
支 出	飼 料 費	7,484	$10,691kg \times 0.7元/kg$
	肥 料 費	246	畑 187元 更新 0.3ha \times 196元 = 59元
	種 苗 費	74	畑 14元 更新 0.3ha \times 200元 = 16元
	術 生 費	211	$157羽 \times 0.1元 \times 2回 = 31元$ $1,799羽 \times 0.1元 \times 1回 = 180元$
	賃 料 料 金	484	$24,186元 \times 2\%$
	小農具補充費	50	$100羽 \times 0.5元$
	養 畜 費	28	種雄 7羽 \times 4元(ヒナ)
	修 理 費	27	
計	8,604		
差 引 所 得		15,582	

付表1.9.6(2) 経営収支試算(ガチヨウ成雌100羽当たり、現況)

項 目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	ガチヨウ販売	17,909	$1,599羽 \times 2.8kg \times 4元/kg$
	卵 販 売	1,000	$2,000個 \times 0.5元/個$
	廃 用	640	$40羽 \times 4kg \times 4元/kg$
	計	19,549	
支 出	飼 料 費	5,987	$8,553kg \times 0.7元/kg$
	肥 料 費	187	畑 187元
	種 苗 費	14	畑 14元
	術 生 費	211	$157羽 \times 0.1元 \times 2回 = 31元$ $1,799羽 \times 0.1元 \times 1回 = 180元$
	賃 料 料 金	391	$19,549元 \times 2\%$
	小農具補充費	50	$100羽 \times 0.5元$
	養 畜 費	28	種雄 7羽 \times 4元(ヒナ)
	修 理 費	27	
計	6,895		
差 引 所 得		12,654	

付表1.9.7(1) 経営収支試算(乳牛成羴100頭当たり、計画)

項目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	牛 乳	355,000	100頭 × (4,000kg - 450kg) × 1元/kg
	子 牛	15,000	25頭 × 600元
	廃 用	16,500	15頭 × 550kg × 2元/kg
	計	386,500	
支 出	飼 料 費	82,880	118.4t × 700元/t
	肥 料 費	1,039	更新 5.3ha × 196元/ha
	種 苗 費	1,060	更新 5.3ha × 200元/ha
	燃 料 費	-	
	電 気 料	-	
	水 道 料	-	
	衛 生 費	1,000	100頭 × 10元
	賃 料 料 金	7,415	乳代 355,000元 × 2% 個体販売 31,500元 × 1%
	小農具補充費	100	100頭 × 1元
	堵 材 料 費	300	100頭 × 3元
	養 畜 費	-	種付費(賃料料金の牛乳販売手数料に含まれる)
	修 理 費	809	
	計	94,603	
差 引 所 得		291,897	

付表1.9.7(2) 経営収支試算(乳牛成羴100頭当たり、現況)

項目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	牛 乳	315,000	100頭 × (3,600kg - 450kg) × 1元/kg
	子 牛	13,800	23頭 × 600元
	廃 用	16,500	15頭 × 550kg × 2元/kg
	計	345,300	
支 出	飼 料 費	82,880	118.4t × 700元/t
	肥 料 費	-	
	種 苗 費	-	
	燃 料 費	-	
	電 気 料	-	
	水 道 料	-	
	衛 生 費	1,000	100頭 × 10元
	賃 料 料 金	6,603	乳代 315,000元 × 2% 個体販売 30,300元 × 1%
	小農具補充費	100	100頭 × 1元
	堵 材 料 費	300	100頭 × 3元
	養 畜 費	-	種付費(賃料料金の牛乳販売手数料に含まれる)
	修 理 費	730	
	計	91,613	
差 引 所 得		253,687	

付表1. 9. 8 (1) 畜種別年間所得額の推移 (黄牛、山羊、乳牛)

黄牛							
区分 年次	成雌頭数 (頭)	成雌100頭当たり (元)			総所得 (千元)	現況総所得 (千元)	純増所得 (千元)
		粗収入	経営費	所得			
1992	15,537	38,184	3,219	34,965	5,433	5,433	
1993	17,092	36,522	12,954	23,568	4,028	5,433	-1,405
1994	18,802	42,609	14,573	28,036	5,271	5,433	-162
1995	20,683	48,696	16,192	32,504	6,723	5,433	1,290
1996	22,751	54,783	16,192	38,591	8,780	5,433	3,347
1997	25,026	60,870	16,192	44,678	11,181	5,433	5,748
1998	27,528	60,870	16,192	44,678	12,299	5,433	6,866
1999	30,281	60,870	16,192	44,678	13,529	5,433	8,096
2000	32,833	60,870	16,192	44,678	14,669	5,433	9,236
2001	34,392	60,870	16,192	44,678	15,366	5,433	9,933
2002	36,107	60,870	16,192	44,678	16,132	5,433	10,699
2003	36,721	60,870	16,192	44,678	16,406	5,433	10,973
2004	37,345	60,870	16,192	44,678	16,685	5,433	11,252
2005~	37,380	69,870	16,192	53,678	20,065	5,433	14,632

山羊							
区分 年次	成雌頭数 (頭)	成雌100頭当たり (元)			総所得 (千元)	現況総所得 (千元)	純増所得 (千元)
		粗収入	経営費	所得			
1992	13,575	14,075	979	13,096	1,778	1,778	
1993	17,240	13,057	6,702	6,355	1,096	1,778	-682
1994	21,895	14,689	6,702	7,987	1,749	1,778	-29
1995	27,376	16,321	6,702	9,619	2,633	1,778	855
1996	31,404	16,321	6,702	9,619	3,021	1,778	1,243
1997	36,433	16,321	6,702	9,619	3,504	1,778	1,726
1998	41,353	16,321	6,702	9,619	3,978	1,778	2,200
1999	43,441	16,321	6,702	9,619	4,179	1,778	2,401
2000	43,540	17,941	6,702	11,239	4,893	1,778	3,115
2001	43,540	17,941	6,702	11,239	4,893	1,778	3,115
2002	43,540	17,941	6,702	11,239	4,893	1,778	3,115
2003	43,540	17,941	6,702	11,239	4,893	1,778	3,115
2004	43,540	17,941	6,702	11,239	4,893	1,778	3,115
2005~	43,540	17,941	6,702	11,239	4,893	1,778	3,115

乳牛							
区分 年次	成雌頭数 (頭)	成雌100頭当たり (元)			総所得 (千元)	現況総所得 (千元)	純増所得 (千元)
		粗収入	経営費	所得			
1992	300	345,300	91,613	253,687	761	761	
1993	327	304,880	94,603	210,277	688	761	-73
1994	356	342,990	94,603	248,387	884	761	123
1995	388	381,100	94,603	286,497	1,112	761	351
1996	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
1997	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
1998	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
1999	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
2000	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
2001	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
2002	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
2003	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
2004	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436
2005~	410	386,500	94,603	291,897	1,197	761	436

付表1. 9. 8 (2) 畜種別年間所得額の推移 (ウサギ、ガチョウ)

ウサギ							
区分 年次	成雌羽数 (羽)	成雌100羽当たり (元)			総所得 (千元)	現況総所得 (千元)	純増所得 (千元)
		粗収入	経営費	所得			
1992	2,563	24,687	10,298	14,389	369	369	
1993	5,955	25,392	20,096	5,296	315	369	-54
1994	11,193	28,566	14,756	13,810	1,546	369	1,177
1995	19,379	31,740	14,756	16,984	3,291	369	2,922
1996	24,583	31,740	14,756	16,984	4,175	369	3,806
1997	25,163	31,740	14,756	16,984	4,274	369	3,905
1998	25,917	31,740	14,756	16,984	4,402	369	4,033
1999	26,897	31,740	14,756	16,984	4,568	369	4,199
2000	27,940	32,916	14,756	18,160	5,074	369	4,705
2001	27,940	32,916	14,756	18,160	5,074	369	4,705
2002	27,940	32,916	14,756	18,160	5,074	369	4,705
2003	27,940	32,916	14,756	18,160	5,074	369	4,705
2004	27,940	32,916	14,756	18,160	5,074	369	4,705
2005~	27,940	32,916	14,756	18,160	5,074	369	4,705
ガチョウ							
区分 年次	成雌羽数 (羽)	成雌100羽当たり (元)			総所得 (千元)	現況総所得 (千元)	純増所得 (千元)
		粗収入	経営費	所得			
1992	2,084	19,549	6,895	12,654	264	264	
1993	3,084	18,811	8,604	10,207	315	264	51
1994	4,564	21,163	8,604	12,559	573	264	309
1995	6,755	23,514	8,604	14,910	1,007	264	743
1996	9,998	23,514	8,604	14,910	1,491	264	1,227
1997	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618
1998	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618
1999	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618
2000	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618
2001	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618
2002	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618
2003	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618
2004	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618
2005~	12,080	24,186	8,604	15,582	1,882	264	1,618

付表1. 9. 8. (3) 畜種別年間所得額の推移 (経営計画達成率)

区 分		1993	1994	1995	1996	1997~
黄牛	粗収入	60%	70%	80%	90%	100%
	経営費	80%	90%	100%	100%	100%
山羊	粗収入	80%	90%	100%	100%	100%
	経営費	100%	100%	100%	100%	100%
乳牛	粗収入	80%	90%	100%	100%	100%
	経営費	100%	100%	100%	100%	100%
ウサギ	粗収入	80%	90%	100%	100%	100%
	経営費	100%	100%	100%	100%	100%
ガチョウ	粗収入	80%	90%	100%	100%	100%
	経営費	100%	100%	100%	100%	100%

資料10 事業評価	169
付表1.10.1 酪農経営財務分析算定表	171
付表1.10.2 調査地区感度分析	175
付表1.10.3 経済価格表示経営収支試算（乳牛 100頭当たり、計画・現況）	177
付表1.10.4 工事費の変換係数	178
付表1.10.5 中国の1990年輸出入実績と関税および平均関税率の推定.....	179
付表1.10.6 平均労務賃金	180
付表1.10.7 輸送変換係数の算定	181

付表1. 10. 1 (1) 自治州内類加工施設財務分析算定表

単位：千円

年次	費用		便益			純便益			左の F.I.R.R.	N.P.V. 49.00 %	N.P.V. 50.00 %	N.P.V. 12.00 %	左の累計	備 考
	事業費	施設更新	計	収入	支出	利益	現況利益 との差	純便益						
1993				4,762	4,762	482	0	0	0	0	0	0	0	
1994				4,762	4,762	482	0	0	49.72	0	0	0	0	
1995	1,940		1,940	4,762	4,280	482	0	-1,940	%	-862	-1,547	-1,547	0	1、支出には減価償却費および支払返済金を除外している。
1996				12,248	11,397	851	369	369	112	109	263	-1,284	263	2、現況利益との差を便益とし、費用を差し引いて純便益とする。
1997				19,735	18,514	1,221	739	739	150	146	470	-814	470	
1998				27,221	25,630	1,591	1,109	1,109	151	146	629	-185	629	
1999				34,708	32,747	1,961	1,479	1,479	135	130	749	564	749	
2000				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	113	108	836	1,400	836	3、F.I.R.R.の額は左の欄の30年間の純便益の推
2001				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	76	72	746	2,147	746	移から内部収益率を計算したものである。
2002				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	51	48	666	2,813	666	
2003				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	34	32	595	3,408	595	4、N.P.V.の額は表記の割引率で各年度の純便益
2004				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	23	21	531	3,939	531	額を現在価値額に割り戻したものである。
2005				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	15	14	474	4,414	474	
2006				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	10	9	424	4,837	424	5、累計額の額は左の欄の数の初年目から各年
2007				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	7	6	378	5,215	378	次までの合計額である。
2008				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	5	4	338	5,553	338	
2009				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	3	3	301	5,854	301	6、最終年には施設の供却残額をマイナスの事業
2010				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	2	2	269	6,124	269	費として計上している。
2011				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	1	1	240	6,364	240	
2012				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	1	1	215	6,578	215	
2013				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	1	1	192	6,770	192	
2014				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	0	0	171	6,941	171	
2015		1,940	1,940	42,194	39,864	2,330	1,848	-92	-0	-0	-8	6,933	6,933	
2016				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	0	0	136	7,070	136	
2017				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	0	0	122	7,192	122	
2018				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	0	0	109	7,300	109	
2019				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	0	0	97	7,397	97	
2020				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	0	0	87	7,484	87	
2021				42,194	39,864	2,330	1,848	1,848	0	0	77	7,561	77	
2022		-1,329	-1,329	42,194	39,864	2,330	1,848	3,177	0	0	119	7,680	119	
	1,940	611	2,551	1,078,660	1,076,109				18	-7	7,680			

付表1.10.1(2) 保靖県肉類加工施設財務分析算定表

単位：千元

年次	費用		計	収益				減便益	左の F.I.R.R.	N.P.V. 16.00 %	N.P.V. 17.00 %	N.P.V. 12.00 %	左の累計	備考
	事業費	施設更新		収入	支出	利益	現況利益 との差							
1993	3,550		3,550	0	0	0	0	-3,550		-3,550	-3,550	-3,550		
1994	3,549		3,549	0	0	0	0	-3,549	16.87	-3,059	-3,033	-3,169		
1995				4,208	3,842	366	366	366	%	272	267	292	-6,427	
1996				8,415	7,685	730	730	730		468	456	520	-5,907	
1997				12,623	11,527	1,096	1,096	1,096		605	585	697	-5,211	
1998				16,830	15,370	1,460	1,460	1,460		695	666	828	-4,382	
1999				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		749	712	925	-3,457	
2000				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		646	608	826	-2,631	
2001				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		557	520	737	-1,894	
2002				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		480	444	658	-1,235	
2003				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		414	380	588	-647	
2004				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		357	325	525	-122	
2005				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		308	278	469	346	
2006				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		265	237	418	765	
2007				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		229	203	374	1,138	
2008				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		197	173	331	1,472	
2009				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		170	148	298	1,770	
2010				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		146	127	266	2,036	
2011				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		126	108	237	2,273	
2012				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		109	92	212	2,485	
2013		3,550	3,550	21,038	19,212	1,826	1,826	-1,724		-89	-75	-179	2,306	
2014		3,549	3,549	21,038	19,212	1,826	1,826	-1,723		-75	-64	-159	2,147	
2015				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		70	58	151	2,298	
2016				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		60	49	135	2,433	
2017				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		52	42	120	2,553	
2018				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		45	36	107	2,660	
2019				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		39	31	96	2,756	
2020				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		33	26	86	2,842	
2021				21,038	19,212	1,826	1,826	1,826		29	23	76	2,918	
2022		-4,383	-4,383	21,038	19,212	1,826	1,826	6,209		81	65	232	3,150	
	7,099	2,716	9,815	546,888			537,173			430	-62	3,150		

付表1.10.1(3) 永順県肉類加工施設財務分析算定表

単位：千元

年次	費用		計	収益				減便益	左の F.I.R.R.	N.P.V. 55.00 %	N.P.V. 56.00 %	N.P.V. 12.00 %	左の累計	備考
	事業費	施設更新		収入	支出	利益	現況利益 との差							
1993				4,866	4,684	182	0	0		0	0	0	0	
1994	1,164		1,164	4,866	4,684	182	0	-1,164	55.55	-751	-746	-1,039	-1,039	
1995				14,955	14,513	442	260	260	%	108	107	207	-832	
1996				25,043	24,342	701	519	519		139	137	360	-463	
1997				35,132	34,172	960	778	778		135	131	494	32	
1998				45,220	44,001	1,219	1,037	1,037		116	112	588	620	
1999				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		94	90	657	1,277	
2000				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		60	58	597	1,864	
2001				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		38	37	524	2,388	
2002				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		25	24	468	2,856	
2003				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		16	15	418	3,273	
2004				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		10	10	373	3,646	
2005				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		7	6	333	3,979	
2006				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		4	4	297	4,276	
2007				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		3	3	265	4,542	
2008				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		2	2	237	4,779	
2009				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		1	1	212	4,990	
2010				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		1	1	189	5,179	
2011				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	169	5,348	
2012				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	151	5,498	
2013				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	134	5,633	
2014		1,164	1,164	55,309	53,830	1,479	1,297	133		0	0	12	5,645	
2015				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	107	5,752	
2016				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	96	5,848	
2017				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	85	5,933	
2018				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	76	6,010	
2019				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	68	6,078	
2020				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	61	6,139	
2021				55,309	53,830	1,479	1,297	1,297		0	0	54	6,193	
2022		-745	-745	55,309	53,830	1,479	1,297	2,042		0	0	76	6,269	
	1,164	419	1,583	1,457,498	1,418,316	2,874,231				11	-8	6,269		

付表1. 10. 1 (4) 吉首市肉類加工施設財務分析算定表

単位：千元

年次	費用			収益				減便益	左の F.I.R.R.	N.P.V. 16.00 %	N.P.V. 17.00 %	N.P.V. 12.00 %	左の累計	備 考
	事業費	施設更新	計	収入	支出	利益	現況利益 との差							
1993				3,488	3,387	101	0	0		0	0	0	0	
1994				3,488	3,387	101	0	0	16.78	0	0	0	0	
1995	2,030		2,030	3,488	3,387	101	0	-2,030	%	-1,509	-1,483	-1,618	-1,618	
1996				3,972	3,775	197	96	96		62	60	68	-1,550	
1997				4,455	4,163	292	191	191		105	102	121	-1,429	
1998				4,939	4,550	389	288	288		137	131	163	-1,265	
1999				5,422	4,938	484	383	383		157	149	194	-1,071	
2000				5,906	5,326	580	479	479		169	160	217	-854	
2001				5,906	5,326	580	479	479		146	136	193	-661	
2002				5,906	5,326	580	479	479		126	117	173	-488	
2003				5,906	5,326	580	479	479		109	100	154	-334	
2004				5,906	5,326	580	479	479		94	85	138	-196	
2005				5,906	5,326	580	479	479		81	73	123	-73	
2006				5,906	5,326	580	479	479		70	62	110	36	
2007				5,906	5,326	580	479	479		60	53	98	134	
2008				5,906	5,326	580	479	479		52	45	88	222	
2009				5,906	5,326	580	479	479		45	39	78	300	
2010				5,906	5,326	580	479	479		38	33	70	370	
2011				5,906	5,326	580	479	479		33	28	62	432	
2012				5,906	5,326	580	479	479		29	24	56	488	
2013				5,906	5,326	580	479	479		25	21	50	537	
2014				5,906	5,326	580	479	479		21	18	44	582	
2015		2,030	2,030	5,906	5,326	580	479	-1,551		-59	-49	-128	454	
2016				5,906	5,326	580	479	479		16	13	35	489	
2017				5,906	5,326	580	479	479		14	11	32	520	
2018				5,906	5,326	580	479	479		12	9	28	549	
2019				5,906	5,326	580	479	479		10	8	25	574	
2020				5,906	5,326	580	479	479		9	7	22	596	
2021				5,906	5,326	580	479	479		8	6	20	616	
2022		-1,391	-1,391	5,906	5,326	580	479	1,870		25	20	70	686	
	2,030	639	2,669	165,090	150,085	15,005	11,975	9,306		82	-21	686		

付表1. 10. 1 (5) 吉首市牛乳処理施設財務分析算定表

単位：千元

年次	費用			収益				減便益	左の F.I.R.R.	N.P.V. 22.00 %	N.P.V. 23.00 %	N.P.V. 12.00 %	左の累計	備 考
	事業費	施設更新	計	収入	支出	利益	現況利益 との差							
1993	6,468		6,468	2,132	2,054	78	0	-6,468		-6,468	-6,468	-6,468	-6,468	
1994				2,657	2,145	512	424	424	22.64	348	345	379	-6,080	
1995				3,182	2,236	946	858	858	%	576	567	684	-5,405	
1996				3,706	2,327	1,379	1,291	1,291		711	694	919	-4,487	
1997				4,231	2,418	1,813	1,725	1,725		779	754	1,096	-3,390	
1998				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		799	767	1,225	-2,165	
1999				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		655	623	1,094	-1,071	
2000				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		537	507	977	-65	
2001				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		440	412	872	777	
2002				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		361	335	779	1,556	
2003				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		296	272	695	2,251	
2004				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		242	221	621	2,872	
2005				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		199	180	554	3,426	
2006				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		163	146	495	3,921	
2007				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		133	119	442	4,362	
2008				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		109	97	394	4,757	
2009				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		90	79	352	5,109	
2010				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		73	64	314	5,423	
2011				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		60	52	281	5,704	
2012				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		49	42	251	5,955	
2013				4,756	2,509	2,247	2,159	-1,309		-81	-69	-447	5,508	
2014				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		33	28	200	5,708	
2015				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		27	23	178	5,886	
2016				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		22	18	150	6,046	
2017				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		18	15	142	6,188	
2018				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		15	12	127	6,315	
2019				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		12	10	113	6,428	
2020				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		10	8	101	6,530	
2021				4,756	2,509	2,247	2,159	2,159		8	7	90	6,620	
2022		-3,848	-3,848	4,756	2,509	2,247	2,159	6,007		19	15	225	6,845	
	6,468	2,620	9,088	134,808	73,905	60,903	58,273	49,185		236	-124	6,845		

付表1. 10. 1 (6) 吉首市皮革加工施設財務分析算定表

単位：千元

年次	費用			便益				純便益	左の F.I.R.R.	N.P.V. 13.00 %	N.P.V. 14.00 %	N.P.V. 12.00 %	左の累計	備 考
	事業費	施設更新	計	収入	支出	利益	現況利益 との差							
1993	5,198		5,198	8,387	8,294	88	0	-5,198		-5,198	-5,198	-5,198		
1994				9,565	9,279	287	199	199	13.69	176	178	-5,020		
1995				10,749	10,264	485	397	397	%	311	305	316	-4,704	
1996				11,933	11,250	683	595	595		412	402	424	-4,280	
1997				13,116	12,235	881	793	793		486	470	504	-3,776	
1998				14,300	13,220	1,080	992	992		538	515	563	-3,213	
1999				14,300	13,220	1,080	992	992		476	452	503	-2,711	
2000				14,300	13,220	1,080	992	992		422	396	449	-2,262	
2001				14,300	13,220	1,080	992	992		373	348	401	-1,862	
2002				14,300	13,220	1,080	992	992		330	305	358	-1,504	
2003				14,300	13,220	1,080	992	992		292	268	319	-1,184	
2004				14,300	13,220	1,080	992	992		259	235	285	-899	
2005				14,300	13,220	1,080	992	992		229	206	255	-645	
2006				14,300	13,220	1,080	992	992		203	181	227	-417	
2007				14,300	13,220	1,080	992	992		179	158	203	-214	
2008				14,300	13,220	1,080	992	992		159	139	181	-33	
2009				14,300	13,220	1,080	992	992		140	122	162	129	
2010				14,300	13,220	1,080	992	992		124	107	144	273	
2011				14,300	13,220	1,080	992	992		110	94	129	402	
2012				14,300	13,220	1,080	992	992		97	82	115	517	
2013		5,198	5,198	14,300	13,220	1,080	992	-4,206		-365	-306	-436	81	
2014				14,300	13,220	1,080	992	992		76	63	92	173	
2015				14,300	13,220	1,080	992	992		67	56	82	255	
2016				14,300	13,220	1,080	992	992		60	49	73	328	
2017				14,300	13,220	1,080	992	992		53	43	65	394	
2018				14,300	13,220	1,080	992	992		47	37	58	452	
2019				14,300	13,220	1,080	992	992		41	33	52	504	
2020				14,300	13,220	1,080	992	992		37	29	47	551	
2021				14,300	13,220	1,080	992	992		32	25	42	592	
2022		-3,093	-3,093	14,300	13,220	1,080	992	4,085		118	91	153	745	
	5,198	2,105	7,303	411,246	381,822	29,424	26,784	19,481		286	-119	745		

付表1. 10. 1 (7) 吉首市ウサギ皮加工施設財務分析算定表

単位：千元

年次	費用			便益				純便益	左の F.I.R.R.	N.P.V. 36.00 %	N.P.V. 37.00 %	N.P.V. 12.00 %	左の累計	備 考
	事業費	施設更新	計	収入	支出	利益	現況利益 との差							
1993	811		811	0	0	0	0	-811		-811	-811	-811		
1994				940	840	100	169	169	36.46	74	73	89	-722	
1995				1,880	1,679	201	201	201	%	109	107	169	-561	
1996				2,820	2,519	301	301	301		120	117	214	-347	
1997				3,760	3,358	402	402	402		118	114	255	-92	
1998				4,700	4,198	502	502	502		103	101	285	193	
1999				4,700	4,198	502	502	502		79	76	254	447	
2000				4,700	4,198	502	502	502		58	55	227	675	
2001				4,700	4,198	502	502	502		43	40	203	877	
2002				4,700	4,198	502	502	502		32	30	181	1,058	
2003				4,700	4,198	502	502	502		23	22	162	1,220	
2004				4,700	4,198	502	502	502		17	16	144	1,364	
2005				4,700	4,198	502	502	502		13	11	129	1,493	
2006				4,700	4,198	502	502	502		9	8	115	1,608	
2007				4,700	4,198	502	502	502		7	6	103	1,711	
2008				4,700	4,198	502	502	502		5	4	92	1,803	
2009				4,700	4,198	502	502	502		4	3	82	1,884	
2010				4,700	4,198	502	502	502		3	2	73	1,958	
2011				4,700	4,198	502	502	502		2	2	65	2,023	
2012				4,700	4,198	502	502	502		1	1	58	2,081	
2013		811	811	4,700	4,198	502	502	-369		-1	-1	-32	2,049	
2014				4,700	4,198	502	502	502		1	1	46	2,096	
2015				4,700	4,198	502	502	502		1	0	41	2,137	
2016				4,700	4,198	502	502	502		0	0	37	2,174	
2017				4,700	4,198	502	502	502		0	0	33	2,207	
2018				4,700	4,198	502	502	502		0	0	30	2,237	
2019				4,700	4,198	502	502	502		0	0	26	2,263	
2020				4,700	4,198	502	502	502		0	0	24	2,287	
2021				4,700	4,198	502	502	502		0	0	21	2,308	
2022		-483	-483	4,700	4,198	502	502	985		0	0	37	2,344	
	811	328	1,139	126,900	113,346	13,554	13,554	12,415		14	-16	2,344		

付表1. 10. 2 (1) 調査地区感度分析 (事業費5%増)

年次	事業費用							通称 維持管理費	費用合計 使役			使役合計 既使		R.P.V. 12 左の累計 %							
	農業生産用		畜産物加工農機具費						計	畜産部門	農産部門 (戸当たり)	計	加工費		左の E.I.R.R.						
	草地整備	道路工事	機械導入	家畜舎等	家畜導入	農機具等	委託費									農村基盤					
1993	9,401	5,976	584	4,312	656	14,839	2,222	1,791	39,840	39,840	-3,267	58,000	21	1,219	0	-2,048	-41,888	19.37	-41,888	-41,888	
1994	10,712	4,858	584	5,314	815	4,376	4,588	1,647	33,314	33,366	1,371	58,050	44	2,554	679	4,504	-28,862	%	-25,770	-67,658	
1995	10,766	7,752	584	6,729	857	3,687	1,414	1,647	33,436	93	33,530	7,237	58,010	68	3,947	1,811	17,995	-20,535		-16,370	-84,014
1996	11,992	7,752	584	5,011	589			1,222	27,250	161	27,410	12,258	58,200	91	5,471	3,354	21,123	-5,287		-4,475	-88,503
1997	12,073	6,927	584	3,631	280			1,267	24,882	228	25,110	17,185	58,600	121	7,091	4,980	29,256	4,146		2,635	-85,868
1998	12,013	4,736	584	3,638	310			1,512	22,852	288	23,140	19,781	59,000	149	8,791	6,566	35,138	11,998		6,468	-79,000
1999	6,360	4,736	584	2,263	340			1,512	15,794	379	16,173	22,212	59,300	179	10,615	7,515	40,342	24,719		12,770	-66,790
2000	6,039	4,736	584	1,145	314			1,222	14,039	370	14,408	25,732	59,600	210	12,516	7,920	46,168	31,760		14,367	-57,423
2001	6,039	4,736	584	583	193			1,222	13,356	411	13,767	26,875	59,600	210	12,516	7,920	47,311	33,544		13,548	-38,875
2002	3,178	4,736	584	611	212			1,160	10,530	452	10,982	28,132	59,600	210	12,516	7,920	48,568	37,586		13,554	-25,371
2003	3,019	4,736	1,076	230	75		1,877	51	11,066	492	11,558	28,582	59,600	210	12,516	7,920	49,018	37,460		12,061	-13,260
2004	2,978	4,736	1,076	232	78		3,868		12,858	533	13,392	29,039	59,600	210	12,516	7,920	49,475	36,083		10,373	-2,887
2005	161	3,936	1,076	14	6		1,195		6,416	574	7,020	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	47,527		12,190	9,312
2006			494						494	609	1,103	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	53,445		12,248	21,560
2007			494					51	517	609	1,156	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	53,391		10,925	32,455
2008			494					107	601	609	1,210	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	53,337		9,745	42,729
2009			494					107	601	609	1,210	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	53,337		8,700	50,920
2010			494						494	609	1,103	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	53,445		7,754	58,714
2011			494						494	609	1,103	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	53,445		6,960	65,664
2012			494						494	609	1,103	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	53,445		6,705	71,869
2013		1,076	2,600			12,670	1,877	54	18,277	609	18,886	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	55,661		3,897	75,566
2014		1,076	3,325			3,726	3,868		11,936	609	12,545	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	42,002		3,888	79,453
2015		1,076	4,113			3,138	1,196		9,521	609	10,130	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	44,417		3,671	83,124
2016		494	3,193						3,637	609	4,296	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	50,251		3,708	86,837
2017		494	3,136					54	3,683	609	4,292	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	50,255		3,311	90,143
2018		494	3,125					107	3,725	609	4,334	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	50,213		2,954	93,097
2019		494	1,944					107	2,544	609	3,153	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	51,394		2,689	95,796
2020		494	883						1,476	609	2,088	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	52,462		2,469	98,256
2021		494	501						901	609	1,603	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	52,914		2,217	100,473
2022			-3,683	-18,261		-12,619	-1,954	-195	-36,764	609	-36,156	34,111	59,600	210	12,516	7,920	54,547	59,702		3,391	103,863
計	94,739	70,409	15,026	34,906	4,634	29,829	19,952	14,772	288,467	14,335	302,802	829,065		379,556	207,655	1,383,636	1,060,804		103,863		

付表1. 10. 2 (2) 調査地区感度分析 (所得5%減)

年次	事業費用							通称 維持管理費	費用合計 使役			使役合計 既使		R.P.V. 12 左の累計 %							
	農業生産用		畜産物加工農機具費						計	畜産部門	農産部門 (戸当たり)	計	加工費		左の E.I.R.R.						
	草地整備	道路工事	機械導入	家畜舎等	家畜導入	農機具等	委託費									農村基盤					
1993	8,953	5,691	556	4,116	634	14,171	2,116	1,706	37,943	0	37,943	-4,020	58,000	20	1,158	0	-2,932	-40,875	18.62	-40,875	-40,875
1994	10,202	4,627	556	5,537	776	4,168	4,293	1,569	31,726	49	31,777	116	58,050	42	2,426	568	3,110	-28,607	%	-25,542	-66,417
1995	10,253	7,383	556	6,499	816	3,511	1,347	1,569	31,844	89	31,933	5,561	58,040	65	3,749	1,720	11,030	-20,903		-16,563	-83,061
1996	11,421	7,383	556	4,772	656			1,164	25,952	153	26,105	10,186	58,200	89	5,197	3,224	18,607	-7,488		-5,337	-88,417
1997	11,498	6,997	556	3,477	267			1,302	23,697	217	23,914	14,794	58,600	115	6,736	4,731	26,261	2,347		1,492	-86,926
1998	11,498	4,510	556	3,465	296			1,440	21,761	274	22,035	17,200	59,000	142	8,351	6,238	31,789	9,751		5,533	-81,233
1999	6,057	4,510	556	2,155	324			1,440	15,042	313	15,355	19,458	59,300	170	10,684	7,139	36,681	21,376		10,405	-70,580
2000	5,751	4,510	556	1,090	299			1,164	13,370	382	13,752	22,763	59,600	209	11,859	7,524	42,177	28,455		12,672	-57,717
2001	5,751	4,510	556	555	181			1,164	12,720	391	13,111	23,836	59,600	209	11,800	7,524	43,249	20,138		12,172	-45,545
2002	3,027	4,510	556	610	202			1,124	10,029	430	10,459	25,013	59,600	209	11,850	7,524	44,427	33,963		12,219	-33,296
2003	2,875	4,510	1,025	219	71		1,758	51	10,539	469	11,008	25,435	59,600	209	11,800	7,524	44,849	33,841		10,896	-27,400
2004	2,789	4,510	1,025	221	74		3,677		12,246	508	12,754	25,864	59,600	209	11,800	7,524	45,274	32,574		9,350	-13,650
2005	153	3,805	1,024	13	6		1,138		6,130	517	6,646	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	43,410		11,142	-1,907
2006			470						470	580	1,050	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	49,046		10,219	9,333
2007			470					51	521	580	1,101	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	48,995		10,025	19,338
2008			470					102	572	580	1,152	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	48,944		8,912	28,300
2009			470					102	572	580	1,152	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	48,944		7,684	36,284
2010			470						470	580	1,050	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	49,046		7,143	43,427
2011			470						470	580	1,050	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	49,046		6,378	49,805
2012			470						470	580	1,050	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	49,046		5,655	55,499
2013		1,025	2,476			12,057	1,758	51	17,407	580	17,987	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036	32,109		3,329	58,828
2014		1,025	3,167			3,549	3,677		11,363	580	11,943	30,682	59,600	209	11,800	7,524	50,036				

付表 1. 10. 2 (3) 調査地区感度分析 (事業費 5% 増および所得の 5% 減)

年次	事業費増				所得減				道路				民間合計 税引				税引合計 税引				R.P.V.	12	率の算計
	草地整備	道路工事	農産物加工	農産物加工	農産物加工	農産物加工	農産物加工	農産物加工	維持管理費	高層部1	高層部2	高層部3	高層部4	高層部5	高層部6	高層部7	高層部8	高層部9	高層部10				
1993	9,401	5,976	584	4,321	666	14,650	2,222	1,791	39,840	0	39,840	-4,090	54,060	20	1,158	0	-2,932	-42,712	17.71	-42,712	-42,712		
1994	10,712	4,654	584	5,814	815	4,376	4,508	1,647	33,314	51	33,365	146	58,050	42	2,426	509	3,170	-30,196	×	-26,961	-69,733		
1995	10,766	7,752	584	6,729	857	3,647	1,414	1,647	33,436	93	33,530	5,561	58,040	65	3,749	1,729	11,030	-22,498		-17,936	-81,669		
1996	11,992	7,752	584	5,011	668			1,222	27,750	161	27,911	10,185	58,200	89	3,197	3,224	10,607	-8,803		-6,266	-93,335		
1997	12,073	6,927	584	3,631	790			1,367	24,892	278	25,170	14,794	58,000	115	6,736	4,731	26,261	1,151		732	-93,203		
1998	12,073	4,736	584	3,638	310			1,512	22,832	285	23,117	17,206	59,000	142	8,351	6,238	31,789	5,649		4,968	-85,296		
1999	6,360	4,736	584	2,263	340			1,512	15,791	329	16,120	19,458	59,330	170	10,084	7,139	36,631	20,559		10,415	-77,530		
2000	6,039	4,736	584	1,145	314			1,222	14,039	370	14,409	22,763	59,600	200	11,890	7,524	42,177	27,769		12,561	-65,319		
2001	6,039	4,736	584	583	193			1,222	13,356	411	13,767	23,835	59,600	200	11,890	7,524	43,249	29,482		11,907	-53,412		
2002	3,178	4,736	584	641	212			1,180	10,530	452	10,982	25,013	59,600	200	11,890	7,524	44,427	33,445		12,061	-41,351		
2003	3,019	4,736	1,076	230	75		1,877	54	11,066	492	11,558	25,435	59,600	200	11,890	7,524	44,849	33,291		10,719	-30,632		
2004	2,926	4,736	1,075	232	78		3,808		12,858	533	13,391	25,864	59,600	200	11,890	7,524	45,273	31,886		9,187	-21,466		
2005	161	3,995	1,075	14	6		1,195		6,416	574	7,020	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	43,078		11,056	-19,409		
2006			494						494	609	1,103	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,094		11,228	819		
2007			494					54	547	609	1,156	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,949		10,014	10,833		
2008			494					107	601	609	1,210	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,886		8,931	19,764		
2009			494					107	601	609	1,210	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,886		7,974	27,729		
2010			494						494	609	1,103	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,094		7,136	34,874		
2011			494						494	609	1,103	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,094		6,371	41,245		
2012			494						494	609	1,103	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,094		5,688	46,634		
2013		1,076	2,600			12,670	1,877	54	18,277	609	18,886	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	31,210		3,235	50,169		
2014		1,076	3,325			3,728	3,808		11,906	609	12,515	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	37,551		3,476	53,645		
2015		1,075	4,113			2,138	1,195		9,521	609	10,130	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	39,966		3,303	56,948		
2016		494	3,193						3,687	609	4,296	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	45,600		3,303	60,327		
2017		494	3,135					54	3,683	609	4,292	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	45,604		3,018	63,545		
2018		494	3,125					107	3,725	609	4,334	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	45,762		2,892	66,037		
2019		494	1,944					107	2,544	609	3,153	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	46,943		2,468	68,507		
2020		494	983						1,475	609	2,085	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,011		2,251	70,754		
2021		494	501						994	609	1,603	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	48,493		2,030	72,794		
2022		-3,683	-15,284			-12,649	-1,954	-195	-36,764	609	-36,155	30,682	59,600	200	11,890	7,524	50,096	26,251		3,224	76,008		
計	94,739	70,409	15,026	33,906	4,834	29,829	19,952	14,772	288,467	14,335	302,802	738,441			311,171	196,702	1,246,316	943,513		76,008			

付表1.10.3 経済価格表示経営収支試算（乳牛 100頭当たり、計画・現況）

項目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	牛 乳	308,850	100 頭 × (4,000kg - 450kg) × 0.87元/kg
	子 牛	22,500	25頭 × 900元
	廃 用	24,750	15頭 × 550kg × 3元/kg
	計	356,100	
支 出	飼 料 費	165,760	118.4t × 1,400元/t
	肥 料 費	2,491	更新 5.3ha × 470元/ha
	種 苗 費	922	更新 5.3ha × 174元/ha
	衛 生 費	870	100頭 × 8.7元
	賃 料 料 金	5,785	乳代 308,850元 × 1.74% 個体販売 47,250元 × 0.87%
	小農具補充費	87	100頭 × 0.87元
	諸 材 料 費	261	100頭 × 2.61元
	養 畜 費	-	種付費（賃料料金の牛乳販売手数料に含まれる）
	修 理 費	704	
	計	176,880	
差 引 所 得		179,220	

経済価格表示経営収支試算（乳牛成雌100頭当たり、現況）

項目		金額(元)	計 算 基 礎
収 入	牛 乳	274,050	100 頭 × (3,600kg - 450kg) × 0.87元/kg
	子 牛	20,700	23頭 × 900元
	廃 用	24,750	15頭 × 550kg × 3元/kg
	計	319,500	
支 出	飼 料 費	165,760	118.4t × 1,400元/t
	肥 料 費	-	
	種 苗 費	-	
	衛 生 費	870	100頭 × 8.7元
	賃 料 料 金	5,164	乳代 274,050元 × 1.74% 個体販売 45,450元 × 0.87%
	小農具補充費	87	100頭 × 0.87元
	諸 材 料 費	261	100頭 × 2.61元
	養 畜 費	-	種付費（賃料料金の牛乳販売手数料に含まれる）
	修 理 費	635	
	計	172,777	
差 引 所 得		146,723	

- 注1、牛乳販売額については市場価格に標準変換係数 0.87を乗じて算定した。
 注2、子牛および廃用牛販売価格は肉価格の経済/財務価格比率より算定した。
 注3、飼料費は主成分であるとうもろこし価格の経済/財務価格比率より算定した。
 注4、その他費用は財務価格に標準変換係数 0.87を乗じて算定した。
 注5、経済価格算定資料およびその他の家畜の収支については資料2.11事業評価を参照

付表1. 10. 4 工事費の変換係数

費目	構成項目	外貨	熟練労働	未熟練労働	輸送費	移転費用	その他	②	①×②
	① \ 変換係数 構成比 \	1.00	0.93	0.47	0.85	0.00	0.87	費目別 変換係数	
(1)草地整備工事	24.13	12.6	19.7	43.0	2.5	5.5	16.7	100	0.24
		0.13	0.18	0.50	0.02	0.00	0.15	0.98	
(2)道路工事	19.50	7.2	20.8	55.7	1.8	4.5	10.0	100	0.17
		0.07	0.19	0.52	0.02	0.00	0.09	0.89	
土地補償費	0.92					100		100	0.00
						0.00		0.00	
(3)農業生産用機械導入	2.40	30.0	20.0	10.0	5.0	14.0	21.0	100	0.02
		0.30	0.19	0.05	0.04	0.00	0.18	0.76	
(4)家畜舎等整備	9.87	19.3	19.1	33.0	4.4	9.5	14.7	100	0.08
		0.19	0.18	0.31	0.04	0.00	0.13	0.85	
(5)家畜導入	0.84							0	0.01
								1.50	
(6)畜産物加工施設整備	6.96	42.3	16.5	8.3	4.1	11.6	17.3	100	0.06
		0.42	0.15	0.04	0.04	0.00	0.15	0.80	
(7)農牧畜業実証普及	2.58	30.0	20.0	10.0	5.0	14.0	21.0	100	0.02
		0.30	0.19	0.05	0.04	0.00	0.18	0.76	
(8)農村基盤整備									
①灌漑・排水	4.04	15.6	28.3	29.7	4.9	8.1	13.4	100	0.03
		0.16	0.26	0.14	0.04	0.00	0.12	0.72	
②飲雑用水	20.14	23.8	30.7	9.8	4.7	11.0	20.0	100	0.16
		0.24	0.29	0.05	0.04	0.00	0.17	0.79	
③教育・文化・体育	2.64	19.3	19.1	33.0	4.4	9.5	14.7	100	0.02
		0.19	0.18	0.31	0.04	0.00	0.13	0.85	
④生産・生活関連施設	0.62	19.3	19.1	33.0	4.4	9.5	14.7	100	0.01
		0.19	0.18	0.31	0.04	0.00	0.13	0.85	
⑤医療・衛生	4.81	35.9	16.6	18.3	4.0	10.0	15.2	100	0.04
		0.36	0.15	0.09	0.03	0.00	0.13	0.76	
⑥農村電化	0.55	16.1	35.5	18.7	7.5	7.5	14.7	100	0.00
		0.16	0.33	0.09	0.06	0.00	0.13	0.77	
計	100								0.86

注1：家畜導入については、肉価の経済価格算定より財務価格の1.5倍を経済価格とする。

注2：未熟練労働の変換係数については、実態労務賃金と設計労務単価の比較により、道路工事および建築工事では0.93、草地整備工事では1.17を採用している。

付表1. 10. 5 中国の1990年輸出入実績と関税および平均関税率の推定

区分	輸出 (千美元)			輸入 (千美元)			区分	輸出 (千美元)			輸入 (千美元)		
	金額	想定関税額	平均関税率	金額	平均関税率	想定関税額		金額	想定関税額	平均関税率	金額	平均関税率	想定関税額
第0類 00章	429,731	0		13,619	35.84	4,881	第6類 61章	182,749	0		373,740	62.96	235,312
01章	791,475	0		54,002	60.16	32,486	62章	193,541	0		50,000	44.44	22,222
02章	54,856	0		80,781	41.14	33,233	63章	273,163	0		564,192	17.56	99,081
03章	1,369,785	9,908	0.72	102,378	41.79	42,783	64章	293,814	0		744,784	37.09	276,266
04章	613,626	0		2,353,445	0.51	11,915	65章	6,999,125	854,086	12.20	2,749,035	91.41	2,512,938
05章	1,759,522	6,222	0.35	83,117	49.41	41,068	66章	1,316,206	0		453,151	47.61	215,758
06章	317,514	0		389,475	35.37	137,771	67章	1,282,475	629,768	49.11	2,852,035	15.16	432,241
07章	533,769	0		30,137	58.07	17,500	68章	597,284	349,552	58.52	579,065	16.29	94,349
08章	632,469	0		182,474	13.15	23,988	69章	1,437,289	0		539,741	47.44	256,042
09章	106,681	0		46,174	74.41	34,360	小計	12,575,646	1,833,406	14.58 %	8,905,743	46.53 %	4,144,211
小計	6,609,428	16,131	0.24 %	3,335,602	11.39 %	379,985							
第1類 11章	171,406	0		26,760	111.27	29,775	第7類 71章	271,348	0		1,729,769	20.22	349,673
12章	170,460	0		130,013	132.13	171,790	72章	536,047	0		4,999,870	24.75	1,237,319
小計	341,866	0	0.00 %	156,773	128.57 %	201,565	73章	261,464	0		791,394	31.53	249,559
第2類 21章	153,357	7,114	4.64	20,835	35.06	7,304	74章	535,968	0		1,731,762	37.71	653,072
22章	618,769	0		20,725	57.19	11,852	75章	305,881	0		706,091	55.52	392,028
23章	19,795	0		365,232	29.99	109,201	76章	1,738,098	0		1,877,924	73.01	1,371,050
24章	112,146	0		508,533	6.23	31,699	77章	1,219,195	0		2,050,144	20.23	414,787
25章	2,072	0		286,532	5.00	14,327	78章	468,360	0		1,278,088	106.09	1,355,864
26章	1,095,596	452,706	41.32	1,840,553	35.47	652,854	79章	252,109	0		1,679,825	9.85	165,454
27章	515,774	11,372	2.20	33,541	15.72	5,274	小計	5,588,470	0	0.00 %	16,844,897	36.74 %	6,188,805
28章	210,256	114,055	54.25	950,292	5.72	54,396	第8類 81章	127,527	0		58,983	73.73	43,488
29章	809,295	20,878	2.58	80,630	29.72	23,964	82章	321,675	0		72,348	88.59	64,095
小計	3,537,060	606,125	17.14 %	4,106,873	22.18 %	910,871	83章	385,120	0		6,303	90.00	5,673
第3類 32章	754,985	0		74,165	17.50	12,977	84章	6,846,760	0		48,050	96.87	46,545
33章	4,472,106	0		1,053,831	8.98	94,597	85章	1,607,371	0		9,002	85.23	7,672
34章	2,610	0		27,191	17.50	4,758	87章	193,426	0		788,360	16.14	127,242
35章	7,673	0		117,020	5.50	6,436	88章	557,891	0		361,470	61.09	220,818
小計	5,237,374	0	0.00 %	1,272,207	9.34 %	118,769	89章	2,646,181	0		758,774	76.02	575,831
第4類 41章	519	0		32,770	31.46	10,309	小計	12,685,901	0	0.00 %	2,103,290	51.94 %	1,092,365
42章	155,003	0		947,319	30.91	292,835	第9類	11,625,139	0	0.00 %	8,990,154	54.98 %	4,942,372
43章	5,265	0		1,828	56.20	1,027							
小計	160,787	0	0.00 %	981,917	30.98 %	304,173							
第5類 51章	838,272	34,032	4.06	1,130,856	25.04	283,168							
52章	842,439	3,174	0.38	215,160	23.36	50,259							
53章	365,625	0		243,707	35.42	86,323							
54章	622,257	0		385,373	25.22	99,721							
55章	319,258	0		87,361	95.85	83,737							
56章	25,318	0		2,603,133	8.01	208,540							
57章	211,282	0		62	56.13	35							
58章	264,929	0		1,498,516	39.57	592,943							
59章	240,375	0		473,596	23.44	110,995							
小計	3,729,755	37,206	1.00 %	6,647,764	22.80 %	1,515,721	総合計	62,091,426	2,492,868	4.01 %	53,345,130	37.11 %	19,798,836

分類別の関税額に関する資料は入手困難なため以下の方法により推計した。

注1. 輸出入金額は1990年の実績である。

注2. 輸出の想定関税額は実績輸出金額に商品別の関税率を乗じて算定したものである。

注3. 輸入については、初めに商品別の加重平均関税率を算定し、これに実績輸入額を乗じて想定関税額とした。

出所: 「中国海関統計年鑑」, 1990年, 中華人民共和国海関総局編

; 「中華人民共和国進出口関税条例」, 1991年, 同上

標準交換係数の算定 (関税率より輸出入補助金がないと判明したので、以下により算定した。)

$$\begin{aligned} \text{標準交換係数} &= \frac{\text{輸入総額} + \text{輸出総額}}{\text{輸入総額} + \text{輸出総額} + \text{輸入関税総額} - \text{輸出関税総額}} \\ &= 0.870 \end{aligned}$$

消費交換係数の (上記と同様の計算を消費財 (第0、1、4、8類) について行なう。)

$$\text{消費交換係数} = 0.931$$

燃料交換係数 (上記と同様の計算を燃料 (第3類) について行なう。)

$$\text{燃料交換係数} = 0.982$$

付表 1. 10. 6 平均労務賃金 (1991年7月)

職種	単位	吉首市		花垣県		保靖県		永順県		平均	備考
		最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大		
軽作業員	元/人・日	3.8	7.5	3.5	3.5	8	10	6	6	6	普工(女)
普通作業員	元/人・日	8	8	6	6	10	12	8	8	8	普工(男)
特殊作業員	元/人・日	10	10	7	10	12	20	10	12	11	
運転助手	元/人・日	10	10	6	6	10	14	8	8	9	
一般運転手	元/人・日	10	10	20	20	15	20	10	12	15	
特殊運転手	元/人・日	10	10	20	20	25	30	10	12	17	
削岩工	元/人・日	10	10	8	8	12	15	10	12	11	石工
溶接工	元/人・日	10	10	12	12	15	20	10	12	13	
左官	元/人・日	10	10	7	7	12	15	10	12	10	大工
型枠工	元/人・日	10	10	10	10	12	15	10	12	11	大工
鉄筋工	元/人・日	10	10	10	10	12	15	10	12	11	
とび工	元/人・日	10	10	10	10	15	18	10	12	12	
はつり工	元/人・日	10	10	9	9	12	15	10	12	11	
塗装工	元/人・日	10	10	10	10	15	20	10	12	12	
法面工	元/人・日	8	8	6	6	10	12	8	8	8	
石工	元/人・日	10	10	9	9	12	15	10	12	11	石切工
大工	元/人・日	10	10	10	10	12	15	10	12	11	

注：職種については、日本のように多岐にわたる分類は中国側にはなかったが、関取り調査等により便宜上日本のものに準じて分類した。

付表1. 10. 7 (1) 輸送変換係数の算定 (鉄道部門)

費目	変換係数	①	年次別構成比 (%)				②	①×② 輸送係数 算定
			1987	1988	1989	平均		
輸送費用	人件費	消費変換係数	0.93	15.49	15.80	14.65	15.32	14.26
	材料費	標準変換係数	0.87	9.74	11.92	10.77	10.81	9.40
	燃料費	燃料変換係数	0.98	14.14	14.11	12.69	13.65	13.37
	電力費	標準変換係数	0.87	2.08	2.43	2.78	2.43	2.11
	減価償却費	標準変換係数	0.87	35.46	31.33	36.76	34.52	30.03
	その他	標準変換係数	0.87	7.96	9.11	8.23	8.43	7.34
諸経費		標準変換係数	0.87	7.62	8.47	7.85	7.98	6.94
税金		控除	0.00	7.51	6.82	6.28	6.87	0.00
計				100.00	100.00	100.00	100.00	83.46

出所；中国統計年鑑，1990年

付表1. 10. 7 (2) 輸送変換係数の算定 (陸路部門)

費目	変換係数	①	年次別構成比 (%)				②	①×② 輸送係数 算定
			1987	1988	1989	平均		
輸送費	人件費	消費変換係数	0.93	7.37	7.56	7.59	7.51	6.99
	燃料費	燃料変換係数	0.98	22.57	22.04	21.10	21.90	21.51
	タイヤ	標準変換係数	0.87	5.06	5.00	5.42	5.16	4.49
	維持費	標準変換係数	0.87	12.89	12.89	13.76	13.18	11.47
	修理費	標準変換係数	0.87	6.68	6.25	5.85	6.26	5.44
	減価償却費	標準変換係数	0.87	6.75	6.59	6.09	6.48	5.64
	道路維持費	標準変換係数	0.87	14.90	14.13	13.22	14.08	12.25
	その他	標準変換係数	0.87	5.15	7.10	8.03	6.76	5.88
一般管理費		標準変換係数	0.87	14.94	14.74	15.10	14.93	12.99
税金			0.00	3.69	3.70	3.84	3.74	0.00
計				100.00	100.00	100.00	100.00	86.65

出所；中国統計年鑑，1990年

資料 1.1 農牧畜業関係法規等	183
付表 1.11.1 中華人民共和国土地管理法	185
付表 1.11.2 中華人民共和国草原法	193
付表 1.11.3 第7次5ヵ年計画（1986～90年）の貧困地区の支援政策 ...	196
付表 1.11.4 第8次5ヵ年計画（1991～95年）の貧困地区の支援政策 ...	197
付表 1.11.5 中華人民共和国国民経済社会発展10ヵ年計画（関係分のみ）	198
付表 1.11.6 中華人民共和国第8次5ヵ年計画（関係分のみ）	202
付表 1.11.7 自治州および調査地区（3県1市）の沿革と概要	209
付表 1.11.8 南山牧場の概要	213

付表 1. 1 1. 1 中華人民共和國土地管理法

(1986年6月25日 第6期全國人民代表大會常務委員會第16回會議)

第1章 總 則

第1条 土地の管理を強化し、土地の社会主義公有制を擁護し、土地資源の保護・開発および土地の合理的利用をはかり、確実に耕地を保護して、社会主義近代化建設の需要に適応するため、特に本法を定める。

第2条 中華人民共和國は、土地の社会主義公有制、すなわち全人民所有制および勤勞大衆による集団所有制を実施する。

いかなる単位および個人も土地を占有、売買および賃貸またはその他の形式によって不法に譲渡してはならない。

国家は公共利益の必要に応じ、法に基づいて集団所有の土地を収用することができる。

第3条 各レベルの人民政府は、土地を十分に尊重し、合理的利用を行うという方針を徹底的に貫き、総合的な計画を立て、管理を強めて、土地資源の保護・開発をはかり、耕地の不当占有および土地の乱用行為を防止しなければならない。

第4条 土地資源の保護と開発、合理的な土地利用および関連科学の研究などの分野において顕著な成果を収めた単位ないし個人は、人民政府により表彰される。

第5条 國務院の土地管理部門は、全国における土地の統一管理事務をつかさどる。

県レベル以上の地方人民政府の土地管理部門は、当該行政区域における土地の統一管理事務をつかさどり、機構の設置は、各省、自治区および直轄市が実際の状況に基づいて決定する。

郷レベルの人民政府は、当該行政区域における土地管理事務の責任を負う。

第2章 土地の所有権および使用权

第6条 都市の市街地における土地は、全人民所有、即ち国家の所有に帰属する。農村および都市郊外の土地は、法律によって国家の所有と規定されている場所を除いて、集団所有に帰属する。宅地、自留地および自留山は集団所有に帰属する。

第7条 国有の土地は、法により全人民所有制もしくは集団所有制単位の使用を認めることができ、国有および集団所有の土地は、法により個人の使用に供することができる。土地を使用する単位および個人は、土地の保護・管理および合理的な土地利用の義務を負う。

第8条 集団所有の土地が法律によって村農民集団所有に属するときは、村の農業生産協同組合などの農業集団経済組織、または村民委員会によって経営・管理が成される。すでに郷（鎮）農民の集団経済組織に所属している土地は、郷（鎮）農民集団所有とすることができる。

村農民集団所有の土地が、すでに村内における2つ以上の農業集団経済組織によって別々に所有されている場合、その土地はそれぞれ該当する農業集団経

済組織の農民による集団所有とすることができる。

第9条 集団所有の土地に関しては、県レベルの人民政府が詳細な登記簿を作成し、証明書を交付して、その所有権の確認をはかる。

全人民所有制単位、集団所有制単位および個人が合法的に使用している国有の土地には、県レベル以上の地方人民政府が詳細な登記簿を作成し、証明書を発行して、その使用権の確認をはかる。山林および草原の所有権または使用権を確認し、水面や湿地・沼地の養殖使用権を確認する場合は、それぞれ「森林法」、「草原法」および「漁業法」の規則の定めるところによる。

第10条 土地の所有権または使用権を合法的に変更する場合は、土地権利の帰属変更登記の手続きを行い、証明書を更新しなければならない。

第11条 土地の所有権および使用権は、法律によって保護を受けており、いかなる単位および個人もそれを侵害してはならない。

第12条 集団所有の土地および全人民所有制単位・集団所有制単位が使用するところの国有の土地においては、集団もしくは個人がその経営を請け負い、農、林、畜産および漁業の生産に供することができる。

土地の経営を請け負った集団または個人は、土地を愛護し、請負契約によって規定された用途に基づいて、合理的利用を行う義務を負う。土地の請負経営権は法律の保護を受ける。

第13条 土地所有権および使用権に関する争議は、当事者の話し合いで解決する。話し合いで解決がつかない場合は、人民政府がこれを処理する。

土地所有権および使用権に関する争議が、全人民所有制単位の間または集団所有制単位の間で発生した場合は、県レベル以上の人民政府がこれを処理する。

個人対個人、個人対全人民所有制単位または集団所有制単位で、土地使用権に関する争議が発生した場合は、郷または県レベルの人民政府がこれを処理する。

当事者がそれぞれの人民政府の決定に不服の場合は、決定通知を受け取った日から30日以内に、人民法院に訴えを起こすことができる。

土地所有権および使用権の争議が解決するまでは、双方とも土地の現状を変更したり、土地の上または中にある付属物を破壊してはならない。

第3章 土地の利用および保護

第14条 国家は、土地調査統計制度を制定する。県レベル以上の人民政府の土地管理部門は、関係部門とともに土地の調査統計を行うことができる。

第15条 各レベルの人民政府は、土地利用の総体的な企画を立てる。地方人民政府によって立てられた土地利用の総体的企画は、上級人民政府の承認を得て執行に移される。

第16条 都市計画と土地利用総体企画は、うまく調和していなければならない。都市計画区域における土地利用は、都市計画に適合したものでなければならない。

河川・湖沼の安全区域における土地利用は、河川・湖沼の総合開発利用計画

に適合したものでなければならない。

第17条 国有の荒地、未開墾地、湿地および沼地を開発して農林、畜産および漁業の生産に供する場合、県レベル以上の人民政府の承認によって、その開発単位の使用を認めることができる。

第18条 鉱石や土の採掘後の土地がさらに開墾可能である場合、土地利用単位または個人は責任をもってこれを開墾し、再利用をはからなければならない。

第19条 国有の土地使用に際し、次の条件に1つでもあてはまる場合は土地管理部門は県レベル以上の人民政府に通知し、承認を得て、土地の使用証明書を取り消すものとする。

1. 土地使用単位がすでに解体、または移転している場合。
2. 土地使用を承認した機関の同意なしに、連続して2年間土地が未使用である場合。
3. 承認された用途に適合した使用がなされていない場合。
4. 道路、鉄道、飛行場および鉱山などで調査の結果、廃棄処分とされた場合。

第20条 各レベルの人民政府は、措置を講じて耕地の保護、灌漑排水施設の維持管理、土壤改良および地力の向上などに努め、土地の砂漠化と塩化および土壤の流失を予防し、耕地の放置や破壊行為を阻止しなければならない。

国家および郷（鎮）村建設の際、土地利用は極力節約に努めなければならない。荒地の利用が可能な場合は耕地の占有を避け、粗悪地が利用できる場合には優良地の占有を避けるよう努力しなければならない。

第4章 国家建設のための土地利用

第21条 国家が経済、文化および国防建設を推進し、社会公共事業を創設するために集団所有の土地の収用または国有地の使用が必要とされる場合は、本章の規定に従う。

第22条 国家の規定に基づいて国家の固定資産投資計画に組み込まれているか、建設が許可されている国家建設プロジェクトを推進する場合、建設単位は、許可を受け、用地の使用申請を行うことができる。

第23条 国家建設の収用地は、国务院の主管部門または県レベル以上の地方人民政府が国家基本建設手続きに沿って認可したところの設計任務書またはその他の承認文書を、建設単位が県レベル以上の地方人民政府土地管理部門に提出し、申請を行った後、県レベル以上の人民政府による審査および承認を経て、土地管理部門より割り当てられる。

国家建設用地の収用に際し、収用単位は、国家の要請に応じなければならない。これを妨害してはならない。

第24条 国家建設のために収用される集団所有地の所有権は、国家に帰属するものとし、建設単位はその使用権のみを有する。

第25条 国家建設に際し耕地 1,000ムー（約67ha）以上、耕地以外の土地 2,000ムー（約134ha）以上を収用する場合、その認可は国务院が行う。

各省・自治区の行政区域範囲内において土地を収用する場合、各省・自治区の人民政府がこれを認可する。収用地が、3ムー(約0.2ha)以下の耕地もしくは10ムー(約0.67ha)以下の耕地以外の土地がある場合、県レベルの人民政府がこれを認可する。直轄市および自治州人民政府の認可権限は、各省・自治区人民代表大会常務委員会の決定するところによるものとする。

第26条 1つの建設プロジェクトに必要な土地は、総体的企画に基づいて一度に申請し、認可を受けなければならない。少しずつ分割して申請を行ってはならない。時期を分け推進するプロジェクトでは、その都度、用地の収用を行わなければならない。従前の使用に備えるため事前に収用してはならない。鉄道、道路、送油管および送水管などの建設に必要な土地は、いくつかの区間に分けて申請し、認可の手続き(収用)を行うことができる。

第27条 国家建設で土地を収用する際、使用単位は土地補償費を支払う。耕地を収用する場合の補償費は、当該耕地の収用前3年間における年平均生産額の3ないし6倍とする。耕地以外の土地を収用した際の補償費基準は、各省、自治区および直轄市が、耕地の補償費基準を参考に定めるところとする。

収用地の上の付属物や青田などの補償基準は、各省、自治区および直轄市の定めるところとする。

都市郊外の畑地を収用する際、収用単位は、国家の関係規定に基づいて畑地新開発建設基金を納付しなければならない。

第28条 国家建設のために土地を収用する場合、収容団体は、補償費以外にも安定補助費を支払わなければならない。

収用する耕地の安定補助費は、安定を必要とする農業人口によって計算される。安定を必要とする農業人口の数値は、収用耕地面積を収用以前における収用単位の1人当たり平均耕地占有面積で割った値とする。安定を必要とする農業人口1人当たりの安定補助費は、収用前3年間における当該耕地1ムー(約0.067ha)あたりの年平均生産額の2ないし3倍とする。ただし、収用耕地1ムーあたりの安定補助費は、最高でも収用前3年間における年平均生産額の10倍を超過してはならない。

耕地以外の土地を収用した場合、安定補助費の基準は、各省、自治区および直轄市が耕地収用の安定補助費基準を参考にして規定する。

第29条 本法第27条および第28条の規定に基づいて、土地補償費と安定補助費が支払われてもなお、安定を必要とする農民の生活が本来のレベルに維持できない場合は各省、自治区および直轄市の承認を得た後、安定補助費を増やすことができる。ただし、土地補助費と安定補助費の総額が収用前3年間における年平均生産額の20倍を超過してはならない。

第30条 国家建設の収用地に支払われる各補償費および安定補助費は、収用地の付属物および青田が個人に帰属する場合に限り個人に補償費が支給されるが、それ以外は、収用単位が生産の増強や土地の収用によって生じた余剰労働力の就業対策および就業できない人員の生活補助などのために使用する。それらを他に流用することはできない。また、いかなる単位および個人もこれを占有してはな

らない。

第31条 国家建設の土地収用によって生じた余剰労働力問題は、県レベル以上の地方人民政府の土地管理部門が収用単位、使用単位および関係部門を組織して農副業生産を伸ばし、町村企業を興すなどの方法を通して、その吸収をはかる。それでも吸収しきれない場合は、条件に見合った人員を収用単位、その他の集団所有制単位あるいは全人民所有制単位に送り込んでそこに就業させ、さらに相応の安定補助費を労働力の受け入れ単位に支給することもできる。収用単位の土地すべてが収用された場合、各省、自治区および直轄市の人民政府の審査承認を経て、本来の農業戸籍を非農業戸籍に転換することができる。本来集団所有に属していた財産や取得した補償費および安定補助費は、県レベル以上の地方人民政府および関係する郷（鎮）村によって協議して、生産の推進および就業できない人々の生活補助などに使用し、私的に分配してはならない。

第32条 大・中規模の水利・水力発電プロジェクトの建設を推進する際、収用する土地の補償費の基準および移民の安定対策に関しては、国務院が別に定める規定のとおりとする。

第33条 建設事業の施行の際に必要な材料堆積所、運搬路およびその他の臨時建造物は、出来る限り収用地の範囲内に設置しなければならない。どうしても臨時の用地を別に調達する必要がある場合、建設単位は、プロジェクトのための土地利用を認可した機関に対し、臨時用地の面積と使用期限の申請を行い、それが承認された後、当該農業集団の経済組織との間に臨時土地利用に関する協定を結ぶ。さらに、その土地の過去3年間における年平均生産額に基づいて、1年ごとに補償費を支払う。臨時に使用する土地の上には恒久的な建造物を設置してはならない。使用期限がきたら、建設単位は土地の生産条件を元の状態に戻し、速やかに返却しなければならない。

地上における線路敷設、地下パイプラインの設置、その他の地下施設の建設および地質調査などを推進するうえで、土地を臨時に使用する必要がある場合、当該地の県レベル人民政府の認可を受け、前項の規定に基づいて補償を支払う。

建設単位が建設地を選択するため測量調査を実施する必要がある場合は、当該地における県レベル人民政府の同意を得なければならない。損害が生じた場合は相当額の補償をしなければならない。

第34条 国家建設のために、国有の未開墾地、荒地および他の単位が使用する国有地を使用する場合は、国家建設のための土地収用の手続きおよび認可に基づいて承認を得た後、土地が譲渡される。他の単位が使っていた国有地を使用する際に、本来の使用単位が損害を受けた場合は、建設単位によって適切な補償がなされなければならない。本来の使用単位を移転させる必要が生じた場合は、建設単位は責任をもって移転させなければならない。

第35条 都市の集団所有制単位が建設を行う際に土地の使用が必要である場合は、本章の規定に従う。

第36条 全人民所有制および都市集団所有制企業が、農業集団の経済組織と共同出資して企業を設立し、その企業で集団所有の土地を使用する必要がある場合には、

企業は國務院の主管部門または県レベル以上の人民政府が国家基本建設の手續きに従って認可したところの設計任務書、またはその他の承認文書を持参し、県レベル以上の地方人民政府の土地管理部門に申請を行って、国家建設の土地収用に関する認可期限に従って、県レベル以上の人民政府の認可を受ける。使用が認められた土地は、国家建設のための収用地に関する規定に基づいて収用することができる。また農業集団の経済組織は、協議によって土地の使用権を共同経営の条件とすることができる。

第5章 郷（鎮）村建設のための土地使用

第37条 郷（鎮）建設は、合理的手順および用地節約の原則に基づいて計画をたて、県レベルの人民政府の認可を受けた後、実施されなければならない。都市計画区域内における郷（鎮）村建設計画は、当該市の人民政府の認可を受けて実施される。

第38条 農村居住者の住宅建設、郷（鎮）村の企業建設、郷（鎮）村および公益事業施設などの公共施設は、郷（鎮）建設計画にそって推進されなければならない。農村居住者が住宅を建設する際は、現有の宅地や村内の空地を使用しなければならない。耕地を使用する場合は郷レベルの人民政府による審議後、県レベルの人民政府の承認を得なければならない。現有する宅地を使用する場合、そして村内の空地もしくはその他の土地を使用する場合は、郷レベルの人民政府によって認可される。

農村居住者が住宅を建設する際の土地使用は、各省、自治区および直轄市の定める基準を超えてはならない。

第39条 住宅を売却し、賃貸した後、再び宅地の申請を行った場合は認可を与えない。郷（鎮）村の企業建設に土地の使用が必要な場合は、県レベル以上の地方人民政府が認可した設計任務書、またはその他の承認文書を持参し、県レベル人民政府の土地管理部門に申請を行って、各省、自治区および直轄市の定めた認可権限に従い、県レベル以上の地方人民政府の認可を受けなければならない。

郷（鎮）村の企業建設のための土地使用には厳しい規制を設けなければならない。各省、自治区および直轄市は町村企業の業種および経営規模に応じて、それぞれの土地使用基準を定めることができる。

郷（鎮）村の企業建設で村農民集団所有の土地を使用する場合は、各省、自治区および直轄市の規定に基づき、使用単位に相応の補償を支払い、かつ農民の生産や生活の安定に十分配慮しなければならない。

第40条 郷（鎮）村公共施設および公益事業建設で土地を使用する場合は、郷レベル人民政府の審議を経て、県レベルの人民政府の認可を受ける。

第41条 都市部の非農業戸籍住民が住宅建設のために集団所有の土地を使用する場合は、県レベルの人民政府の認可を受けなければならない。その際、土地使用面積は各省、自治区および直轄市の定めた基準を超えてはならず、また、国家建設のための土地収用基準に準じた補償費ないし安定補助費を支払わなければならない。

い。

第42条 地方における各レベルの人民政府は、郷（鎮）村建設用地の規制基準を設け、一級上の人民政府による認可を受けて、これを施行することができる。

第6章 法律責任

第43条 全人民所有制単位もしくは都市の集団所有制単位が未認可または欺瞞的手段によって認可面積を受け、不法に土地を占有した場合は、不法に占有した土地の返還を命じ、その土地の上に新たに建てられた建造物およびその他の設備を期限を定めて撤去させ、または没収し、さらに罰金を科す。土地の不法占有を行った単位の主な責任者については、所属単位または上級機関によって行政処分が下される。

認可面積以上の土地を占有した場合、超過分の土地は、土地の不法占有扱いとして処分される。

第44条 郷（鎮）村企業が未認可、または欺瞞的手段によって認可を受け、不法に土地を占有した場合は、不法に占有した土地の返還を命じ、その土地の上に新たに建てられた建造物およびその他の設備を期限を定めて撤去させ、または没収する。さらに、罰金を科すこともできる。

認可以上の土地を占有した場合、超過分の土地は、土地の不法占有扱いとして処分される。

第45条 農村居住者が未認可、または欺瞞的手段によって認可を受け、不法に土地を占有して住宅を建てた場合は、不法に占有した土地の返還を命じ、不法占有した土地の上に新たに建てた家屋を期限を定めて撤去させ、または没収する。

第46条 都市部の非農業戸籍住民が未認可、または欺瞞的手段によって認可を受け、土地を不法に占有して家屋を建てた場合、不法に占有した土地の返還を命じ、その土地の上に新たに建てられた家屋を期限を定めて撤去させ、または没収する。

国家公務員が職権を利用して未認可、または欺瞞的手段によって認可を受け、土地を不法に占有して家屋を建てた場合、不法に占有した土地の返還を命じ、その土地の上に新たに建てられた家屋を期限を定めて撤去させ、または没収する。さらに所属単位または上級機関によって行政処分が下される。

第47条 売買および賃貸、またはその他の形式によって不法に土地を譲渡した場合は、不法所得を没収し、その土地の上に新たに建てられた建造物およびその他の設備を期限を定めて撤去させ、または没収する。

さらに、当事者に罰金を科すこともできる。主な責任者については、所属単位、または上級機関によって行政処分が下される。

第48条 土地の収用および使用を認可する権限を持たない単位もしくは個人が、不法に土地の占有を認可したり、認可権限を越えて不法に土地の占有を認めた場合、承認文書は無効とし、土地の占有を不法認可した単位の責任者もしくは個人については、所属単位または上級機関によって行政処分が下される。

賄賂を受け取った場合は、「刑法」の関連規則によって刑事責任が追及され

- る。占有が不法に認可された土地は、土地の不法占有扱いで処分される。
- 第49条 上級の単位またはその他の単位が、被収用単位の補償費および安定補助費を不法に占有した場合、その返還を命ずる。さらに罰金を科すこともできる。責任者については、その所属単位もしくは上級機関によって行政処分が下される。個人による不法占有は、横領として処分される。
- 第50条 本法第33条の規定によって臨時に使用した土地を満期になっても返還しない場合には、本法第19条の規定によって、土地の使用権が剥奪される。土地の明け渡しを拒んだ場合は、土地の返還を命じ、さらに罰金を科す。
- 第51条 土地の開発に際し、土地の砂漠化および塩化ないし土壌の流失を招いてしまった場合、期限を定めて修復を命じ、さらに罰金を科すこともできる。
- 第52条 本法で規定する行政処分は、県レベル以上の地方人民政府土地管理部門によって決定が下される。本法第45条で規定する行政処分については、郷レベル人民政府で決定することができる。当事者が行政処分の決定に不服である場合は、処分決定通知を受け取った日から30日以内であれば人民法院に訴えを起すことができる。期限を過ぎても訴えを起さず、決定にも従わない場合は、処分決定を行った機関が人民法院に対し、処分の強制執行を申し立てる。
- 第53条 土地の所有権または使用権が侵害された場合は、県レベル以上の地方人民政府の土地管理部門が、侵害の停止および損害の賠償を命じる。当事者が処分決定に不服がある場合は、処分決定通知を受け取った日から30日以内であれば、人民法院に訴えを起すことができる。権利の損害を被った者も、人民法院に直接訴えることができる。
- 第54条 土地の所有権および使用権を変更したり、土地所有権と使用権をめぐる争議を解決する過程において、贈収賄、ゆすり・たかり、汚職、国家や団体の財物横領、もしくは大衆を扇動して騒ぎを起こし、国家建設を阻むなどの犯罪行為を行う者は、「刑法」の関連規則に基づいて刑事責任が追求される。

第7章 附則

- 第55条 中国と外国の合弁企業、中国と外国の共同経営企業および外資企業が土地を使用する場合の管理規則は、国務院が別に定める規定によるものとする。
- 第56条 国務院土地管理部門は、本法に基づいて実施条例を制定し、国務院の承認を受けて、これを施行する。
各省、自治区および直轄市人民代表大会の常務委員会は、本法に基づいて実施規則を制定する。
- 第57条 本法は、1987年1月1日より施行される。1982年2月13日に国務院が公布した「村鎮家建設用地管理条例」および1982年5月14日に公務院が公布した「国家建設土地収用条例」は、本法の施行と同時に廃止される。

出所：〔1986年の中国農業より引用〕

- 第1条 草原の保護、管理、建設と合理的な利用、生態環境の保護と改善および牧畜業の近代化をはかるため、民族自治地区の経済繁栄の促進、社会主義建設の適応と人民の生活の向上を目的として中華人民共和國憲法に基づき、本法を制定する。
- 第2条 本法は我が国における草山および草地を含めた全ての草原に適用する。
- 第3条 國務院農業部門は全国の草原を管理し、県レベル以上の地方人民政府の農業部門は当行政区域内の草原を管理する。
- 第4条 草原は国家所有つまり全国民所有のものとする。法律により定められた集団所有の草原は除外する。全国民所有の草原は集団による長期的な使用ができるものとする。全国民所有の草原、集団所有の草原および集団による長期的な使用の全国民所有の草原は、集団または個人が請負い、牧畜業の生産に従事することができるものとする。
- 全国民所有制の機関が使用する草原は県レベル以上の地方人民政府により登記し、書類を作成して、証書を発行し、その使用権を確認する。集団所有の草原と集団による長期使用の全国民所有の草原は県レベルの人民政府により登記し、書類を作成して、証書を発行し、その所有権または使用権を確認する。
- 草原の所有権と使用権は法律により保護され、いかなる機関と個人も侵してはならない。
- 第5条 自然災害などの特殊事情により、臨時的に草原配分を行う事態が発生した場合は、自発的に、相互利益の原則に基づき、双方による協議を行い、解決するものとする。隣接県を含めて臨時的な草原使用の配分を行う場合は、関係する県レベルの人民政府が協議し、解決するものとする。
- 第6条 草原の所有と使用権に関する係争は当事者が譲り合いとより利益となる団結の精神に基づき、協議し、解決するものとする。協議による解決が不成立の場合は、人民政府がそれを処理する。
- 全国民所有制の機関内、集団所有制の機関内または全国民所有制機関と集団所有制の間の草原の所有権と使用権に関する係争は、県レベル以上の人民政府により処理する。
- 個人間、個人と全国民所有制機関または集団所有制機関の間の草原使用権の係争は、郷鎮レベルまたは県レベルの人民政府により処理するものとする。
- 当事者は関係する人民政府の処理決定に不服の場合は、通知を受けたその日から一か月内に人民裁判所に起訴することができるものとする。
- 草原使用権の係争が解決されるまでの間は、いずれの側も草原と草原にある施設を破壊してはならない。
- 第7条 国家的な建設による集団所有の草原を徴収する場合は「国家建設用土地徴収条例」の規定に基づき処理する。
- 集団による長期使用の全国民所有の草原を国家的な建設に使用する場合は、「国家建設用土地徴収条例」により、適切な補償と牧畜農家の生産と生活の安

定措置を取らなければならない。

国家的な建設が民族自治地方政府において草原を徴収し、または、使用する場合は、民族自治地方政府の利益を考慮し、民族自治地方政府の経済建設に有利になるよう配慮しなければならない。

国家的な建設より臨時的に草原を使用する場合は「国家建設用土地徴収条例」の規定に基づき処理する。使用期間満了時には使用機関は草原の植生を現状に回復させなければならない。

第8条 地方各レベルの人民政府は当行政地域内の草原資源の調査を行い、草原牧畜業の発展計画を制定するとともに国民の経済発展計画の中に組み込み、草原の保護および建設と合理的な利用を強化し、草原の家畜飼育能力を高めなければならない。

第9条 国家は草原牧畜業の科学研究により、草原牧畜業の科学技術レベルを上げることがを奨励するものとする。

国家は農業、林業および牧畜業区域と城鎮での牧草栽培により、牧畜業の発展を促進させるとともに、生態環境への改善を奨励する。国家は草原の生態環境を保護し、汚染を予防しなければならない。

第10条 草原の植生の保護を厳格にし、開墾と破壊を禁止する。草原の使用者が小面積の開墾を行う場合は、県レベル以上の人民政府の認可を取らなければならない。すでに開墾した草原が砂漠化または土砂流失を招いた場合は、県レベル以上の地方人民政府は期限付きで、それを閉鎖し、植生の回復を図り、原状の牧草地に回復するよう指示しなければならない。

第11条 草原において灌木伐採、薬材の採取、野生植物の採掘、土石の採取などを行う場合は草原使用者の同意を取得した後に、郷鎮レベルまたは県レベルの人民政府に申請し、認可を取得しなければならない。指定された範囲内で許可された行為を実行し、採取した都度に埋戻しをし、一部の植物の親株は残さなければならない。

荒廃した、もしくは半荒廃した草原および砂漠化した土地においては、灌木、薬材およびその他の土壌保全に係る植物の伐採・採取を禁止する。県レベル以上の人民政府の認可なくして草原の貴重な植物を採取してはならない。

第12条 合理的に草原を使用し、過剰放牧を防止する。過剰放牧は草原の砂漠化および退化ならびに土砂流失を招くため、草原使用者は放牧の回数などを調整し、牧草の補充を行い、常に植生の回復を図らなければならない。すでに建設された人工草地に対しては、合理的な管理と経営および科学的な利用を強化し、草地の退化を防止しなければならない。

第13条 地方各レベルの人民政府は、草原のネズミなどの虫害を予防し、ネズミなどを捕食する益鳥益獣を保護しなければならない。

第14条 地方各レベルの人民政府は、草原における家畜の疫病と人畜共患の疾病予防に取り組まなければならない。

草原の野生動物を捕獲する場合は、当地の人民政府の制定する疫病流行などの予防規定を遵守しなければならない。

- 第15条 車両が草原を走行する時に、草原の保護につとめなければならない。決められた路線がある場合は、その路線よりはずれて走行してはならない。
家畜を買い取る場合は指定路線を通行して運搬または放牧し、牧畜業農家と草場および水源を争ってはならない。
- 第16条 「防火第一、防火と消火を結合すべし」の方針を貫徹し、防火責任制を確立し、草原防火制度と公約を制定して、草原防火機関を設立する。草原防火期間中は安全措置を取り、厳格に管理する。草原火災発生時は直ちに民衆を組織し防火にあたり、火災原因と損失状況を究明し、処理しなければならない。
- 第17条 草原の建設、管理と保護および草原牧畜業などの面において功績の著しい機関または個人に対し、各レベルの人民政府により精神的、または、物質的な奨励を行う。
- 第18条 草原の所有権または使用権を侵害された場合、その被害者は県レベル以上の地方人民政府の農業部門に処置を申し立てることができる。関係する農業部門は侵害者に対し侵害行為の差し止めと損害賠償を命令する権限を有するものとする。さらに被害者は人民裁判所に起訴することができる。
- 第19条 本法の規定に違反した草原開墾に対し、県レベル以上の人民政府の農業部門は開墾の差し止めと植生の原状回復を命令する権限を有するものとする。情状のはなはだしいものには罰金を課することもできるものとする。
- 第20条 本法の規定に違反し、草原において土壌保全植物とその他の野生植物を伐採または採取したり、土壌の採取により草原の植生が破壊された場合は、郷鎮レベルまたは県レベルの人民政府の農業部門はそれを中止させ、さらに植生の原状回復と損害賠償を命令する権限を有するものとする。情状のはなはだしいものには罰金を課することもできるものとする。
- 第21条 当事者は関係する地方人民政府の農業部門または郷鎮レベルの人民政府の罰金または損害賠償の処置に対し不服の場合は、通知を受けた日より一か月以内に人民裁判所に起訴することができる。
罰金の決定に対し、期日の期限がきても起訴せず、履行しない場合、関係する人民政府の農業部門または郷鎮レベルの人民政府は人民裁判所に強制執行を申し立てることができるものとする。
- 第22条 国务院の農業部門は本法に基づき、実施細則（案）を作成し、国务院に申請して、許可を得た後に実施する。
自治区または省の人民代表大会常務委員会は憲法と本法に基づき、当地の特殊性および実情にあわせて、自治区・省レベルの実施細則を制定し、全国人民代表大会常務委員会に報告するものとする。
- 第23条 本法は1985年10月1日より施行する。

付表1. 11. 3 第7次5ヵ年計画（1986～90年）の貧困地区の支援政策

第一 少数民族の貧困県への支援基準の拡大

1986年国務院は、国家の重点政策として、貧困かつ少数民族自治県については一人当たり純収入を200元あるいは300元までに緩和した。この結果、第7次5ヵ年計画において国家が重点的に支援した331の貧困県（全県数の14%に相当）のうち少数民族県は141で、貧困県の42.6%を占めた。

第二 より優遇な支援政策の実施

国務院は第7次5ヵ年計画において貧困地区の負担を軽減し、経済発展を加速させるために、さらに新しい優遇政策を実施した。その主な内容は、①農産品の販売価格を開放すること、②農業税を減免すること、③干ばつおよび水害などの災害時には、食糧の契約請負内容を軽減すること、④国家のエネルギーおよび交通などの重点建設プロジェクトへの拠出金を減免することおよび⑤開発型企業を新設する場合、所得税を免税することなどである。

第三 少数民族県への資金と物資の重点配分

国家は1986年に貧困地区に対して10億元の無利子（銀行へは国家より利子補給）の融資を行ったが、このうちの約55%は少数民族の貧困県に配分された。また、牧畜業を主とする地区に対して1988年より国家は、毎年5,000萬元の融資（無利子）を27地区に実施した。

第四 支援政策の指導強化

慢性的な食糧不足にある少数民族の貧困県に対して食糧生産を重点的に支援した。食糧の生産性を向上させるために、農業用フィルムによるトウモロコシのマルチ栽培を、1989年には50万畝作付けし、そのうち少数民族の貧困県は52%の26万畝を占めている。また、少数民族の貧困県141の県長および同貧困地区主任に対して、経済、社会、文化および技術などの訓練を実施した。（出所：農業部資料）

付表1. 11. 4 第8次5ヵ年計画（1991～95年）の貧困地区の支援政策

第8次5ヵ年計画における貧困地区への基本的な支援内容は、次の2つを目標とする。
①耕地を建設・整備し、食糧を安定的に増産させる。②複合経営を発展させ、資源を有効に活用させる。また、貧困地区内の主要産業を発展させる。

第一 融資額の増額

第8次5ヵ年計画において、国家は毎年5億元をこれまでに直接支援しなかった貧困県を対象に融資する。また、県営企業へ毎年貸付けする7億元については、國務院の貧困地区経済開発指導グループが、少数民族の貧困県の県営企業に優先的に配分するように配慮する。この融資先は主に①国家支援の331の貧困県、②新設の5億元については172の貧困県とする。

第二 事業の推進

国家は第8次5ヵ年計画で、毎年100万トンの食糧あるいは資金総額約9.86億元で、耕地の基盤整備を実施し、食糧を増産させる。少数民族の貧困県には、それぞれ64万トンの食糧と6.19億元を配分する。その比率は各々65.0、62.4%となっている。

第三 流通問題の解消

貧困県は山奥の辺境の地に所在している場合が多く、これらの辺境地への道路などの基本インフラの整備が、とりわけ物流および開発などの面から急務となっている。

第四 掛合い支援の組織化

経済の発達している地区が、貧困地区を支援して均衡のとれた発展を達成するために、掛合い支援の組織を発足させ、強化する。（出所：農業部資料）

1. 主要目標

総合的な要求は、わが国社会主義現代化建設の第二步の戦略目標を実現し、国民経済の全体の素質を一つの新しい水準に高めることである。

- (1) 経済効益を高め、経済構造を優れたものにするという基礎の上で、国民総生産額を価格を不変として計算すれば、今世紀末に1980年の4倍にする。この目標および要求に照らし、2000年に、1990年価格で計算した国民総生産額は、3兆1,100億元、10年の平均で6%増加させる。工農業総生産額は年平均6.1%増加とする。そのうち、農業総生産額は年平均3.5%増加し、工業総生産額は年平均6.8%増加とする。
- (2) 人民生活は「温飽」（何とか食べていける生活）から「小康」（まずまずの生活）に到達させ、生活資材はさらに富裕になり、消費構造は合理的になり、居住条件を改善し、文化生活は一步進んで豊富になり、健康水準は引き続き高まり、社会サービス施設は絶え間なく完全なものになる。
- (3) 教育事業を発展させ、科学技術の進歩を推進し、经济管理を改善し、経済構造を調整し、重点建設を強化し、21世紀初頭の我が国経済と社会の持続的発展のために物質的技術的基礎を確立する。
- (4) 公有制を基礎とする社会主義の計画的商品経済が発展し、計画経済と市場調節が互いに結合した経済体制と運行メカニズムを初歩的に樹立し適応する。

以上の主要目標の要求に照らせば、2000年に我が国の国民経済と社会発展は、多くの方面で重大な変化が現れる。①全体の国家の経済的实力は顕著に増強され、国民総生産額の世界における地位は一步繰り上がり、主要な工農業製品の生産量は、比較的大きく増加する。②産業構造は明確に改善され、生産部門は一層完備したものになり、地区経済の配置は合理化される。③科学技術と管理水準は比較的大きく向上し、一群の業界の主要な生産技術は、世界の比較的先進の水準に到達するか接近し、若干のハイテク新技術の向上により、一群の高新技術産業が形成される。④全民族の科学文化の素質と思想道德の素質を向上させる。⑤人民生活には、「温飽」から「小康」に上昇するという段階的な変化が発生し、人民の健康水準、栄養状況、平均寿命および識字率などの生活の質の指標は、中レベルの国家の水準に到達するかこれを超過する。要するに、我が国の政治、経済、社会は全面的に発展し、進歩し、社会主義中国は新たな姿で、一つの新たな発展段階に進入する。

2. 主要任務

今後10ヵ年の国民経済と社会発展の主要任務は、

- 1) 国民経済を次第に現代化するという要求および住民の消費構造の変化に照らし、積極的に産業構造を調整する。その重点は、農業、基礎工業および基礎インフラを強化し、加工業を改組・改造し、向上させ、建築業および第3次産業を積極的に発展させ、産業構造の合理化を推進することにより、次第に現代化に向かって前進することである。

(1) 農業を基礎とする方針を貫徹し、大いに農業を強化・発展させ、農業の基礎が脆弱で事後の効果が不足している局面を改変する。農業の発展は、食糧(※)、綿花、油料、野菜、糖類、果物、肉類、家禽、卵、乳類および魚を総合的に配置しなければならないが、重点は食糧と綿花である。2000年に、全国の食糧の生産量は5億トン、綿花の生産量は525万トンに達することが要求されている。同時に、一步進めて、林業、牧畜業および水産業を発展させる。引き続き、農村の郷鎮企業の健全な発展を、促進し、農村経済を全面的に振興する。このため、党の農政における基本政策を長期的に安定させ、十分に広範な農民の生産の積極性を発揮させなければならない。農業に対する投資を比較的大幅に増加させ、農業の基礎建設としていくつかの大事業を行わなければならない。①一群の大江、大河、大湖の水利施設の整備および引水を建設する。②農地の灌漑面積を増加し、同時に、既存の灌漑面積のうちで、相当部分を、干害と水害を制御できるに足る安定高産農地に整備し、節水灌漑技術を積極的に普及する。③国家レベルの重要農産品商品基地を建設する。④農業区域総合開発を強化し、一群の中低産田を改造し、農業に適した荒地を開墾する。⑤速成多収穫用材林、防護林、経済林および薪炭林の建設を強化し、草原を改造建設し、農業生態環境を改善する。⑥科学技術と教育によって農業を振興することを大いにつかみとり、次第に、農業生産体系を先進技術の基礎の上に転移させる。⑦農村の豊富な労働力資源を充分利用し、農業の拡大と深化を押し進める。

(2) エネルギー、交通、通信、重要原材料および水利などの基礎工業ならびに基礎インフラの建設を強化し、同時に、加工工業を積極的に改組・改造し、向上させ、基礎工業、基礎インフラおよび加工工業が長期にアンバランスになっている状況を、基本的に転換させる。基礎工業と基礎インフラに対しては、適度の投資傾斜政策を実行し、開発と節約をともに重視する方針を堅持する。

2) 統一的計画、合理的分業、優位性補完、協調発展、利益の配慮および共同富裕の原則に基づき、地区の経済構造と生産力の配置の改善に努める。

(1) 有力な措置をとり、地区分轄、市場封鎖、独自体系の追求という現在の不合理な体系を次第に改変する。

(2) 沿海と内陸の関係を正確に処理し、協調させる。

(3) 経済が比較的発達した地区は、多種の形式を採って、経済が比較的発達していない地区を援助し、その経済的発展を速め、共同繁栄と富裕を徐々に実現する。

3) 引き続き、科学技術と教育事業を重要な戦略的地位に置き、我が国の経済成長を、主として科学技術の進歩と労働者の資質向上に依拠する軌道に次第に転換する。

(1) 「経済建設は科学技術に依拠し、科学技術工作は経済建設に顔を向けなければならない」という方針の貫徹を堅持する。

(2) 国民経済各部門の生産技術と装備の現代化問題を解決するため、特に、農業、水利、エネルギー、交通、通信、原材料、資源综合利用、人口抑制、医薬衛生および生態環境保護などの方面の重大課題を解決するため、科学技術を組織化して、実施し、科学技術の確立を促進する。

- (3) 製品の品質を高め、新品種を開発し、物質の消費を低下させ、労働生産性を高め、労働条件を改善することなどについて、投入が少なく、効益が良く、効果が速く現れる科学技術成果の普及応用をつかみとり、企業の技術改造と設備の更新を推進し、製品構成の調整と技術水準の向上を促進する。
 - (4) 積極的に世界の新技术革命の過程の後を追って、バイオテクノロジーおよび新エネルギーおよび通信などのハイテクの分野において、新たな科学技術の成果を勝ち取ることに努める。
 - (5) 全面的に各級各類の教育水準を高める。一步進んで基礎教育を強化し、今世紀末までに全国に小学校段階の義務教育を普及し、都市および経済が比較的発達した農村地区で、基本的に初等および中等段階の義務教育を普及する。多種の形式の職業教育をおおいに発展させ、農村の絶対多数の新規に増加する労働力に対して、各レベルに応じた技術教育と訓練を受けさせる。文盲一掃工作を十分重視し、2000年までに基本的に青壮年の文盲を一掃することを目標とする。
- 4) 経済建設を推進すると同時に、人民生活水準の向上を次の社会事業の発展に相応して、経済と社会の協調発展を促進する。
- (1) 引き続き、計画出産の基本国策を執行し、人口数量をコントロールし、人民の資質を高める。工作の重点を農村と流動人口の計画出産に対する管理の強化に置き、人口の自然増加率を次第に低下させ、今後10年、年平均の自然増加率が1.25%以内に抑制することを目標とする。
 - (2) 生産の発展を基礎に、人民の生活を次第に小康レベルに到達させる。消費品の生産と供給の増加に努め、消費構造を次第に調整し、都市農村の居住条件を改善する。積極的に文化および体育などの事業を発展させ、人民の精神生活を豊かにするとともに、医療保健工作を強化する。同時に、生活と労働の環境を次第に改善する。2000年までに、現在すでに小康を実現している少数の地区では、一步進んで生活水準を高める。温飽問題を基本的に解決した多数の地区では、普遍的に小康を実現する。現在、まだ貧困から抜け出していない少数の地区では、温飽の基礎の上で、小康状態にまで向上させる。都市および農村の住民の収入が普遍的に高まる基礎の上で、都市と農村の住民の収入水準の格差を次第に縮小する。
 - (3) 自然資源の管理と環境保護を強化し、土地、水、森林、草地、各種の鉱物資源を大切に、合理的に開発利用し、地質災害、大気・水域・土壤汚染、固体廃棄物および地震などの自然災害に対する監視と防治（予防と防除）、自然および生態環境の悪化の趨勢の抑制を強化し、いくつかの重点都市と地区の環境の質を改善する。

前述の主要目標および主要任務は、今後10ヵ年の国民経済と社会発展の総体配置である。具体的実施は、大体、前期の5年（「8-5」計画時期）と後期の5年（「9-5」計画時期）の2段階に分けられる。この両段階の工作には、重点と要求の違いがある。「8-5」計画時期は、総量のコントロール、構造の調整、効益の向上、改革の完全化と深化を重視し、経済の良好な循環を促進することに努め、「9-5」計画時期の発展のための基礎を固めなければならない。「9-5」計画時期には、経済

構造の最適化、生産力配置の改善、経済素質の向上および基本経済関係の調整の方面で顕著に進展し、今世紀末までの各項の目標と任務を全面的に実現しなければならない。

注) 「食糧」とは、穀物、雑穀、豆類、イモ類。

出所：中華人民共和国国民経済・社会発展10年計画および第8次5ヵ年計画綱要
(註)国際農林業協力協会1991年9月)より引用・抜萃

付表1. 11. 6 中華人民共和国第8次5ヵ年計画（関係分のみ）

1. 基本任務

- (1) 社会の総需要と総供給の基本的均衡の保持に努め、通貨膨張をコントロールする前提の下で、経済効益の向上を中心として、経済の適度な成長を促進させる。
- (2) 経済構造の調整を行い、①製品の品種、品質および数量を国内外の市場の需要の変化に適應させ、②農業と工業、基礎工業、基礎インフラと加工業の比率がアンバランスになっている状況を転換させ、③企業組織構造が不合理な現象を次第に改善し、④地区経済構造が同質化する傾向を抑制させる。
- (3) 現在の基礎に立脚し、潜在力を十分掘り起こして、積極的、重点的に既存企業の技術改善を推進する。一群の大中型の基幹企業と重点製品を選択して、技術改善を突破口とし、これらの企業と製品を国際的先進水準に接近させるか到達させる。これと同時に、必要な財力および物力を集中し、重点建設を強化し、国民経済の持続力を増強しなければならない。
- (4) 生産の発展に努め、全面的に節約を励行し、経済効益を大いに向上させる基礎の上で、適当な方法と手順を採用して、収入分配の方式を合理的に調整し、国家の財政収入、特に中央財政収入を増やし、財政支出を厳格にコントロールし、財政補助を減少させ、財政収支の不均衡の状況を次第に改善させる。
- (5) 一步進めて、科学技術と教育事業の発展を推進し、これを構造の調整、経済素質と効益的なサービスの向上に役立たせる。
- (6) 対外貿易を有効に展開し、国外資金、技術および知識を積極的に導入し、対外開放の枠組みを強固にし、発展させ、対外開放の拡大と生産技術および経営管理の水準の向上とをうまく結合させる。
- (7) 国営大中型企業の活力の増強と企業の合理的経営メカニズムの健全化を中心として、計画、投資、財政、税収、金融、価格、物資、商業、外国貿易および労賃などの方面の体制改革を協調的に措置し進行させ、社会保障制度と住宅制度の改革を速め、社会主義の計画的商品経済の新しい体制の形成を促進させる。同時に、一步進めて、政府の行政管理体制を完全なものにする。
- (8) 人口の増加を厳格にコントロールし、労働就業を合理的に配置させる。生産発展の基礎の上で、人民生活を一步進めて改善する。引き続き、文化、衛生および体育などの事業を発展させる。環境保護工作を強化し、環境汚染と生態環境の悪化を防止する。

2. 経済成長の規模と速度

1990年価格によって計算すると、1995年の国民総生産額は2兆3,250億元に達し、1990年に比べ、33.6%増加し、年平均伸び率は6%である。農業総生産額は8,780億元に達し、1990年に比べ、18.9%増加し、年平均伸び率は3.5%である。

3. 総合的経済効益

すべての業種で製品の品質を大いに改善し、製品の品種を増加し、エネルギー、原材料の消耗を低下させ、製品のコストを低下させ、経済効益を高める。

4. 国民収入の生産と分配

1995年の国民収入生産額（生産国民所得）は、1兆8,250億元に達し、1990年の1兆4,300億元に比し、27.6%増加し、年平均伸び率は5%である。5年の合計で、国民収入使用額（分配国民所得）は、8兆1,050億元である。5年以内に、物価上昇率を控除すると、全社会固定資産投資は、総額2兆6,000億元で、年平均伸び率は5.7%である。そのうち、全民所有制単位の投資は、1兆7,000億元で、年平均伸び率は5.5%である。全民所有制単位の投資のうち、基本建設投資は8,400億元で、年平均伸び率は2.1%であり、技術改造投資額は5,500億元で、年平均伸び率は9.8%である。基本建設投資の分配においては、産業構造を調整するという要求に従って、農業、水利、エネルギー、交通、通信および重要原材料の建設に優先的に措置する。技術改造投資は、エネルギー、原材料の節約、製品の品質の向上、新品種の増加、輸出による外貨獲得と輸入産品への代替および企業の安全操業保証などの方向に重点的に用いる。5年以内に、全国の住民の消費水準は、年平均3%伸びる。

5. 主要部門の発展政策

1) 農業と農村経済

一歩進めて農業を強化し、全面的に農村経済を発展させることは、「8-5」期間の経済と社会発展の主要任務である。引き続き農村改革を深化し、生産量と連動した家族請負制を主とする責任制を安定させ、完全なものにする。また、多種の形式の社会化サービス体系を積極的に発展させ、次第に集団経済の実力を増強し、統合と分割を結合した経営体制を健全なものにする。条件のある地区で地域の実情に沿って、さまざまな形式の適度な規模の経営を実行する。引き続き、科学技術と教育による農業振興をつかみとり、効益の顕著な農業科学技術の成果を大いに普及する。農業に対する投入を次第に増加させ、農業の基本生産条件の改善に努める。農産品流通体制を積極的に改革し、食糧生産の発展を奨励する購買・販売体制および価格政策を実行して、商品食糧主要産地区と食糧生産農家の食糧作付けを積極的に行う。

2) 耕種農業

食糧と綿花の安定的な増加を保証し、同時に、その他の各種農産品の増産に努める。

「8-5」期間における主要農作物の生産量の指標は以下のとおりである。

- (1) 食糧：5年のうち2年豊作、2年不作、1年平年作であると考えて、年平均生産量は4.47億トンに達し（1995年は4.55億トン）、「7-5」期間における年平均生産量に比し、820万トン増加させる。

- (2) 綿花：年平均生産量は464万トンで（1995年は475万トン）、「7-5」期間に比し、12万トン増加させる。
- (3) 油料：年平均生産量は、1,726万トンで（1995年は1,800万トン）、「7-5」期間に比し、56万トン増加させる。
- (4) 糖料：年平均生産量7,372万トンで（1995年は7,500万トン）、「7-5」期間に比し、250万トン増加させる。

5年以内に、引き続き既存の商品生産基地を強固にし完全なものにするほか、いくつかの増産の潜在力が比較的大きな地区における一群の国家レベルの商品食糧・綿花の生産基地の建設に重点を置く。化学肥料、農業用ビニール、農薬および農業用機械などの供給量の増加に努め、その価格水準を合理的に管理する。増産効果の顕著な適用技術を大面積に普及する。1995年に、ハイブリッド水稻およびトウモロコシの作付面積は、それぞれ1,670万ha以上、1,870万ha以上、小麦、トウモロコシおよび水稻の先進栽培技術の普及面積は、各々670万ha程度、マルチおよびビニールハウスの被覆面積は400万haを目標とする。

3) 牧畜業

豚肉の生産量を安定的に増加させ、草食型および食糧節約型の家畜・家禽を積極的に発展させる。豚の飼育頭数を3.5億頭程度に安定させ、出荷率の向上に努める。牛、羊、家禽および兎肉の肉類総生産量に占める割合を、現在の20%から25%程度に高める。1995年における肉類総生産量は3,000万トンで、1990年に比し200万トン増加させる。一歩進めて、国営農場と都市郊外の乳牛の飼養、採卵鶏とブロイラーの工場化生産を進展させ、南方の草山および草地の開発を加速し、地方の牧区および草原の建設を促進し、草資源を保護し、かつ合理的に利用して、草地型牧畜業を積極的に発展させる。

4) 郷鎮企業

積極的に支持し、合理的に計画し、正確に指導し、管理を強化するという方針を貫徹する。郷鎮企業は、一歩進めて、構造を調整し、製品の品質を改良し、経済効益を高める前提のもとに、適当な伸び率を保持する。1995年に、郷鎮企業の総生産額は、1兆4,000億元とし、1990年に比し65%増加させる。それぞれの地区で郷鎮企業の発展方向と速度は、区別して対応し、特に少数民族地区と経済が発達していない地区における郷鎮企業の発展を支持しなければならない。郷鎮企業に対する指導と管理を強化し、企業の組織と構造を次第に最適化し、生産技術水準を高めなければならない。

6. 経済発展の配置と政策

1) 沿海地区の経済発展

これらの地区は、経済技術水準が比較的高いが、資源が相対的に欠乏しているため、伝統工業の改造を強化すると同時に、大いに新興産業を開拓し、知識技術の集約型産業を発展させ、産業構造の合理化と現代化の進展を加速させる。

- (1) 農村の産業構造を積極的かつ安定的に調整し、食糧と綿花の生産量を安定的に押し進めるために、高付加価値の生産品の生産割合を高め、外貨を稼ぐ農業を発展させる。引き続き、農産品商品基地の建設を促進し、国家の産業政策の要求に基づいて、郷鎮企業を発展させる。

2) 内陸地区の経済発展

内陸の資源が豊富であるという優位性を発揮し、エネルギー、原材料工業の建設と農牧畜業の開発を促進し、特に、資源の特殊な優位性があり、国内外の市場に顔を向けている地域の工業とその製品の発展に注意しなければならない。経済発展水準が比較的高い都市と地区においては、技術の集約型産業と振興産業を積極的に発展させる。

- (1) 黄河の中上流域、揚子江の上流域の水資源を総合的に開発する。
- (2) 農林牧畜業の生産を大いに発展させる。三江平原、四川盆地および寧夏、内モンゴなどの農業商品生産基地の建設を強化し、食糧、綿花および油料などの農産品の生産と加工能力を高める。草地および牧区の建設を強化し、牧畜業と牧畜製品加工業を積極的に発展させる。
- (3) 交通運輸、郵便および通信部門の建設を強化する。

3) 少数民族地区の経済発展

少数民族地区の優位性を十分に発揮させ、少数民族地区の資源開発と社会経済発展を合理的に結合させ、少数民族地区の経済が相対的に立ち遅れた状況を次第に改善し、全国経済の発展と適応させる。

- (1) 農林牧畜業の生産をおおいに発展させる。安定かつ高生産の農地を増加させ、食糧の自給率の向上に努める。草地および牧区の建設を強化し、既存の草原・牧場資源を保護し、牧区の人と家畜に対する飲雑用水の供給が困難な問題を積極的に解決し、次第に農牧業の生態環境を改善する。
- (2) 交通運輸、郵便および通信部門を積極的に発展させる。

4) 貧困地区の経済発展

経済発展を主とする貧困救済の方針を堅持し、引き続き貧困地区ができるだけ早く貧困から脱却できる政策措置を貫徹し、これらの地区の経済的自立と富裕化の能力および経済の内在的活力を増強する。5年以内に、現在、なお貧困地区に属している大衆の温飽問題を解決しなければならない。

- (1) 農業建設を強化し、農林牧畜業の生産条件を改善する。増産効果が顕著な適応技術を積極的に普及し、条件のよい地区では、食糧の基本的な自給を達成する。山地の優位性を利用して、林業および果樹を発展させる。

5) 地区経済の協業と連合

全国的な統一計画と政策の指導の下に、各地区の間で、互惠互利、危険の共同負担、優位性発揮の原則に従い、多領域、多段階、多形式の横断連合と協業を展開し、生産要素の最適な組合せを推進し、地区の産業構造の合理化を速めることを提唱する。横断連合と協業においては、契約を重視し、信用を守らなければならない。相互に市場を開放し、財貨の流れを円滑にし、全国統一市場の形成と発展を促進しなければならない。

- (1) 横断経済連合と協業の重点は、農業、エネルギー、交通、通信、原材料、農産工業および加工工業の改善と輸出により外貨を稼ぐ産品に置かなければならない。地区にまたがった農副産品、エネルギーおよび重要原材料の生産基地の建設を提唱する。

6) 都市農村計画と建設

都市農村建設の統一計画を強化する。都市の発展は、大都市の規模を厳格にコントロールし、中都市と小都市を合理的に発展させるという方針を実行することを堅持し、我が国の都市化過程を計画的に推進し、国民経済と強調発展させなければならない。

- (1) 農村の建設は、引き続き、「全面計画、正確な指導、大衆への依拠、自力更生、地域の実情への適合、逐次建設」という方針を貫徹し、郷鎮企業を核にして、土地を節約し、施設が適正に配置され、交通が便利で文化的・衛生的で、地方の特色を備えた新しいタイプの郷鎮を建設する。農村エネルギーおよび交通などの基礎インフラの建設を強化する。

7) 国土開発整備と環境保護

- (1) 国土開発整備計画を編成する。重点経済開発区、各経済区の主体的機能および生産力配置を合理的に確定する。
- (2) 重点的に、大江、大河、大湖の総合整備を進め、引き続き、黄河、淮河および珠江流域などの整備計画を樹立し、達成させる。
- (3) 土地総合利用計画の制定を速め、非農業建設による耕地の占有を厳格に管理し、農業に適した荒地および干潟を開発し、海岸の泥地を埋立て、工鉱業によって廃棄された土地を再開墾する。一歩進めて、水と土と保持し、土壌の地力を高め、土地の砂漠化を防止し、森林と草原の植生を保護する。土地の使用制度の改革を積極的に推進する。土地資源の有償使用および合理的な分配メカニズムを確立する。

7. 生活と消費政策

1) 住民の収入と消費の構造

5年以内に、物価要素を控除して、労働者の実質平均賃金を毎年2%ずつ向上させ、農民1人当たり平均純収入は、価格上昇分を控除し、年平均3.5%ずつ増加させる。

住民収入が増加する基礎の上で、都市および農村の人民の消費を数量においても品質においても、一歩進んで向上させる。また、消費構造を一歩進んで改善する。肉、卵、乳、水産品、野菜および果物の消費量を増加させる。既製の率と衣服の品質を明確に向上させる。テレビ、冷蔵庫および洗濯機などの主要な耐久消費財の保有量を一歩進んで増加させる。1995年に、都市住民の1人当たり平均居住面積を7.5㎡に到達させる。農村住民の居住条件も引き続き改善する。都市と農村の交通・通信の利便性を高め、100人当たりの電話保有量を現在の2倍に高める。

人民の消費水準を高める主要な政策と措置は、良好な消費物資の生産を大いに生産し、引き続き、「菜籃子工程」（買物かご計画）を促進して、市場供給を豊富にする。草食型家畜、家禽および水産品の発展に努め、徐々に住民の食物消費構造を改善する。都市および農村住民のためのサービスを提供する第3次産業の発展を積極的に奨励し、商業、飲食、修理、サービス業を重点的に発展させ、サービスネットワークを増加する。水の供給、排水、電気供給、熱供給、空気供給、道路、交通および郵電などの公用施設の建設を強化する。

2) 人口増加の抑制

「8-5」期間に、引き続き、人口増加を厳格に管理する。主要措置は、現行の計画出産政策を安定させ、晩婚晩育、少生優生（少なく、優秀な子を生む）を提唱し、工作の重点を農村に置く。引き続き、計画出産の目標管理責任制を全面的に推進するよう指導を強化する。

3) 労働就業

労働力資源を十分に開発し、合理的に利用し、就業ルートを広く開拓し、労働就業問題を積極的に解決する。5年以内に、多種の形式を通じて、都市の労働力就業3,200万人を配置し、「8-5」期間に、都市の「待業」（失業）率を3.5%以内にコントロールする。農村において、農村経済が広く深く進展するようおおいに推進し、農村の余剰労働力の役割を十分に発揮させるように努めなければならない。特に、農村の非農産部門の発展を促進し、余剰労働力を吸収させる。

4) 保健衛生

予防を科学技術の進歩に依拠させ、全人民の参加を動員し、漢方と西洋医学をともに重んじ、人民の健康のためのサービスを強化する。同時に、医療衛生の重点地区を農村に置く。1995年までに、全国の50%に相当する県に対して、農村の『2000年の人々の初級衛生保健』計画の目標を実現する。5年以内に、乳児死亡率を10%ないし15%低下させる。主要な伝染病の報告発病率を20%低下させ、吸血虫病を効果的に抑制する。郷鎮

の免疫接種率を85%に到達させる。さらに、農村の飲用水を改善し、受益人口を85%に到達させる。

5年以内に、全国の病院のベット数を45万床増加させ、そのうち、農村部（県の病院を含む）では、25万床増加させる。

5) 文化施設

文化施設の建設を強化する。集団と個人の力量を十分発揮させ、都市、郷鎮および農村の大衆的文化施設を積極的に建設し、活動網と内容を充実させる。少数民族、辺境および国境地区の文化事業を積極的に発展させる。

出所：付表1. 11. 5と同じ。

1. 湘西土家族苗族自治州

秦の時代では貴州省の中郡に属し、漢の時代では武陵郡に隸属し、三国時代から南齊の間では武陵、天門郡に分かれ、南梁時代では武陵、天門、夜郎、南陽諸郡と盧州に属し、隋の時代では元陵、豊県郡になり、唐では辰、錦、溪、豊の四州に改め、宋では辰、豊の二州に変わり、明では辰、岳の二府、永順、保靖軍民宣慰使司に属し、清では永順、辰州府、豊州の直隸州、鳳凰直隸州、乾州直隸州、永綏直隸州に変わり、中華民国初期は府、州を廃止し辰元道に属することとなった。中華民国後期で第八、九行政督察区に分属した。1949年末に永順、元陵専区に分かれ、1950年1月に湘西行政公署に配属し、1952年9月に湘西苗族自治区を設立し、1955年に州に改めた。1957年9月に湘西土家族苗族自治州を設けた。1989年に吉首、瀘溪、鳳凰、花垣、保靖、古丈、永順、竜山八つの市県を管轄するようになった。総面積は15,487平方キロメートル、そのうち耕地は144,400ヘクタールである。総人口は227万人、そのうち非農業人口は26.81万人、土家族は79.93万人、苗族は70.58万人である。

自治州は湘西の北に位置し、西には四川省と貴州省が隣合わせ、北には湖北省の西部が連なり、経緯度では東経109°11′～110°23′、北緯27°44′～29°27′にあり、雲貴高原の東北境と鄂西（湖北省）山地の交差地帯に所在し、地形は西北から東南に傾斜している。山地と溪谷が多く、標高が最も高いところでは竜山万宝山の1,736mである。主な河川には酉河、沅河、武河、樓河の4大水系がある。

気候は中亜熱帯山間季節風性湿潤気候に属し、年平均気温は15.8℃～16.9℃、年間降水量は1,300～1,500ミリメートル、無霜日数は270～290日である。

鉱物埋蔵には亜鉛、鉛の大型鉱床が4カ所、中型鉱床が2カ所あり、マンガン、アルミニウム、水銀およびニッケルなどの貯蔵量は全省のトップを占め、石炭、リンおよび鉄などの分布も広く、埋蔵量も比較的多い。

自治州の特産には桐油、生漆、茶、タバコ、栗、蜂蜜および薬材などは比較的有名である。また、桐油は全国の主要産地の一つであり、黄金色をなした良質油である。ここはまた著名な“生漆の郷”でもある。

自治州内は山が多く平地が少ないために、農業生産の条件は明らかに他の地域より悪く、たとえば、全州の有効灌漑面積はわずか全耕地面積の53%前後であり、機械による耕作面積はわずか40ヘクタールしかなく、食糧生産においては、かなり自然条件の影響を受ける。全州の工農業総生産額および食糧総生産量はともに省内最下位である。

1949年以前の湘西の工業は皆無であった。しかし現在は軽紡績業、食品および石炭などを主体に規模の大きい工業が発展している。巻きタバコは主要産品の一つであり、その生産量は省内の第二位を占めている。1989年全州の工農業総生産額は223,953万元、食糧総生産量は61.62万トンである。

また、山が高く道も険しいために、古くから交通網が閉鎖的な状態を呈している。1949年には、わずか湘川道路一本のみで長さは188キロであった。1988年ではすでに車が通行できる道路は4,646キロメートルになり、98.7%の郷鎮と65.2%の村に通じる道路

ができ、94.2%の郷がバスの運行を行っている。1978年以前には鉄道がなく、1978年以後に枝柳線が五つの県と市を通過する路線となった。

自治州は少数民族が集中している居住地区であり、独特の民族情緒と生活習慣を持ち、山は高く谷が深い景観を持っている。地上にも地下にも資源が豊富にあり、観光資源の開発も待たれている。

2. 吉首市

南梁の時に元陵に分かれ、夜郎郡と県を置いたのが、現在の吉首市の地である。隋の時代に静人県に改め、後に辰溪県所在地に属し、唐では盧溪県所在地に変わり、宋熙寧三年（1070年）にその地に鎮溪砦を置き、明洪武30年（1397年）に鎮溪軍民千戸所を置いた。”所里”の名はここに由来したものである。嘉靖間に乾州哨を設け、清康熙43年（1704年）に哨を廃止し乾州庁を置き、嘉慶元年（1796年）に乾城県に改めた。1953年3月に吉首県なり、1982年8月に市に改めた。1989年では14の郷鎮と4の街道事務所を管轄するようになった。吉首市の総面積は1,059平方キロメートル、そのうちの耕地面積は9,100ヘクタールである。総人は21.95万人、そのうち非農業人口は7.96万人、少数民族の人口は15.03万人である。

吉首市は湘西に位置し、地形は西北から東に傾斜し、最高地点は蓮台山で標高は965メートル、最も低い所は河溪黄蓮溪口で標高は146メートルである。河川には峒河、万溶江、丹青河などがある。年平均気温は16.4℃、年間降水量は1,440ミリメートル、無霜日数は286日である。

3. 花垣県

東漢西漢の時は辰陽の地と称し、西晋では鐸成に入り、東晋で舞陽に編入し、南朝の宋では再び辰陽となった。南梁の時代に天堅の中に盧州を置き、即ち、現在の花垣、瀘溪の地である。南陳では再び辰陽に属し、隋では元陵の地とした。唐に入り瀘溪の地に再編入し、五朝の時代に元の溪州を保静州に編入し（溪州三つの州の一つ）、つまり現在の保靖、花垣の地である。宋の時代ではその境に豊溪砦を置き、清雍正6年（1728年）に永綏庁を置き、嘉慶元年（1796年）に直轄庁に昇格し、それが今日の県庁所在地である。中華民国2年（1913年）に永綏県に改め、1953年に花垣県に変わった。1989年では管轄する郷鎮は20ある。当地の総面積は1,108平方キロメートル、そのうちの耕地面積は17,500ヘクタール、総人口は23.29万人、そのうち非農業人口は2.34万人、少数民族は19.05万人である。

その位置は湘西にあり、西には貴州省、四川省、雲貴高原の東に接し、武陵山の中段に所在する。地形は東南が高く、西北が低く、最も高い所は蓮花山1,197メートル、最も低い所は三角岩郷獅子岩村212メートルである。河川には清水江、花垣河、兄弟河（原巴河）などがある。年間平均気温は16℃、年間降水量は1,421ミリメートル、無霜

日数は 270日である。

全国一位を占めるマンガンのほか鉱物は鉛および亜鉛がある。また桐油、しゅろの皮および栗の生産が盛んである。1989年の工農業総生産額は18,852万元、食糧総生産量は5.82万トンである。

全県の郷鎮にはほぼバスが運行されている。名所古跡には県庁所在地から33キロメートル離れた所に 10ヘクタールの石林（呼称“石の欄干”）、吉位郷の仙人洞、仙人橋、両河郷の穿洞が二層になっている。その他に米粮洞、大小竜洞などがある排料郷燕子山に 500メートルの崖があり、その七眼泉（七つのわき水）が谷底に向かって落下し、谷底は霧が漂い、その霧の状態によって気象予報が出来るという。

4. 保靖県

漢の高帝五年（紀元前 202年）に遷陵県を置き、つまり現在の保靖県庁の所在地である。南朝の斉の時に零陵（今日の零陵ではない）に変え、南梁になって、また遷陵県になり、隋に入ってそれを廃止し大郷県に編入された。唐では貞観9年（635年）に大郷を分割し三亭県を置き、それが今日の県庁所在地である。五代の時に保静県を置き、元では静を靖に改めた。明の太祖丙午年（1366年）に保靖州軍の安撫の役所とし、洪武元年（1398年）に宣慰司に改め、直ちに宣慰使司に昇格し、保靖（現在の保靖県）を治める。清雍正7年（1729年）には保靖県に改められた。1989年には25の郷鎮を管轄する。

総面積は 1,761平方キロメートル、そのうち耕地は 16,750ヘクタールを占めている。総人口は 25.39万人、そのうち非農業人口は2.35万人、少数民族は20.1万人である。

場所は湘西の北、雲貴高原の東側、武陵山の中段に位置している。西北と東南は高く、中部は低くなっている。最も高い所は白雲寺であり、標高は 1,321メートルである。主な河川には西水の支流花垣河と馬王河、巴科河などがある。年平均気温は16.1℃、年間降水量は1,300ミリメートル、無霜日数は 288日である。

鉱物には鉛、亜鉛、鉄、水銀および石炭などが産出されている。林業用地は約 13.33万ヘクタールあり、油桐、油茶、杉、松および竹などの生産が盛んである。全県の立木の蓄積量は97万 m^3 である。1989年の工農業総生産額は18,355万元、食糧総生産量は5.22万トンである。全部の郷鎮には道路が通じている。

名所古跡には県の東北の四方城の遷陵鎮の遺跡がある。十字路に万寿宮、現存の正殿、斗拱牌坊（鳥居）である。西水の岸の天堂坡絶壁に“天開文運”の四文字があり、竜溪郷の要壩村の鍾嶺山塔、清の光緒32年に建立されたものである。斧沙郷呂洞山の峰の間に二つの穴が並ぶ。毛溝郷に間歇泉またの名は潮水洞、洛浦県（唐の時代に設けられたもの）の遺跡、鳳凰山の麓の土司旧遺跡、竜溪郷竜標城遺跡があり、水銀郷に重陽木（油火木）があり、樹内は赤い色を呈し、油汁があり、火を点けるとすぐに燃えてしまう木である。

5. 永順県

隋の以前は酉陽県であったが、隋に入りそれを廃止し大郷県に編入した。五代にはいつて3つの州に分割し、その中の暫下州が今日の永順、古丈県の地である。宋では永順州（保順州）とし、元で永順路に改め、後に永順安撫司（役所）に変わり、至正11年（1351年）に宣撫司に昇格し、明の洪武2年（1369年）に州となり、12月に永順軍民安撫司を置き、6年に軍民宣慰司使司に改めた。清の雍正7年（1729年）に永順府に改め同時に永順県を設置した。1989年には46の郷鎮を管轄するようになった。

総面積は 3,814平方キロメートル、そのうち耕地は 2.96万ヘクタールを占めている。総人口は 42.55万人、うち非農業人口は 3.73万人、少数民族人口は 30.35万人である。

場所は湘西の北、武陵山岳地帯に位置し、山が多く、最高地点は羊峰山標高 1,438メートル、最低部は南部の酉水標高 119メートルである。酉水は現在の鳳灘ダム区域となり、ほかには猛洞河がある。年平均気温は16.4℃、年間降水量は 1,366ミリメートル、無霜日数は 286日である。

鉱物にはバナジウム、マンガン、鉄、鉛、亜鉛、銅、イオウ、燐および石炭などがある。全県の立木蓄積量は 386万 m^3 がある。小川は省の自然保護地域となっている。1989年の工農業総生産額は31,193万元、食糧総生産量は 14.07万トンである。枝柳鉄道は県内の五つの駅を通り、ほとんどの郷鎮には道路が通じている。

名所古跡には猛洞河の景勝区域があり、中心になるのは県庁所在地にある不二門公園および王村古鎮には古い面影がある。溆州の銅柱は全国の重要文化財である。そのほかに老司城祖師殿、熱水坑温泉、天台山、革命記念地の塔臥鎮の旧“湘鄂川黔境界省政府”跡がある。

（出所：湘南省手冊より翻訳）

付表 1. 11. 8 南山牧場の概要

南山牧場は湖南省西南部の城步苗族自治県の南端に位置し、広西壮族自治区に隣接しており、正式名称を湖南省南山種畜草良種繁殖場（以下牧場という）と称し、完成後中央政府より移管され、自治権を有する模範的な牧場である。

牧場の平均標高は 1,760 ㊦（最高は 1,941 ㊦）であり、山頂は比較的平坦であるため、湖南山地草原ともいわれている。また、気象は年平均気温 10.9℃（最高 28.0℃、最低 -11.0℃）、年降雨量 1,900mm および平均湿度 88% と酪農生産の適地である。

牧場の総面積は約 15,300 ㊦ で、87% に相当する約 13,300 ㊦ が草地として利用可能といわれているが、人工草地面積は約 5,500 ㊦ で自然草地が約 60% を占めている。牧場内には約 90 km の道路、約 400 km の牧柵、1,200 ㊦ の水力発電所および約 30,000 m² の生産用建築施設と学校・病院などの公共施設を有している。1990 年末の飼養頭数は乳牛 1,250 頭（うち搾乳牛 700 頭）、肉牛 1,250 頭（うち種牛 86 頭）および羊 4,000 頭などとなっている。

この牧場は 1956 年より中央政府の手によって農場として建設が開始され、1975 年に牧場に変更し、完成後は湖南省へ移管し現在に至っている。牧場の組織は 7 課、1 室および 3 ステーション（育種、草地、獣医）からなり、従業員は 437 名で、そのうち技術者は 49 名となっている。資産は 600 万元で、1990 年の収入は 554 万元（うち利益 59 万元）に達しており、収入ベースで見ると、1980 年の約 6 倍を記録している。生産物は全粉乳約 3,000 トン、肉類 400 頭（生体で香港へ輸出）が主で、凍結精液の周辺地域への普及も行っている。

オーストラリアは約 2 年間（1979, 11 ~ 1981, 11）にわたり、専門家を派遣して草種の改良および管理について協力した。現在は北京農業大学との間で牧草などに関する共同研究を行っている。このような技術の改善とともに、草地の整備を含めた草資源の有効利用が今後さらに可能と判断されており、当牧場の発展と周辺地域へのさらなる貢献が期待されている。

資料 1.2 収集資料一覧表	215
付表 1.12.1 収集資料一覧表	217

付表1. 12. 1 収集資料一覽表

關係分野	資 料 名	備 考
農村基盤	中国統計年鑑(1990年) 中国農業年鑑(1990年) 中国分県農村經濟統計概要(1988年) 温飽十億人 中国貧困地区經濟開發概要 中国農村統計年鑑(1990年) 社会統計学	
農業生産・ 農業經濟	農村糧食保管技術問答(1985年) 雜交稻種子生産新技術(1990年) 柑桔的整形修剪(1990年) 80年代農業新技術精選 一良種・栽培・養殖・加工(1989年) 農業財務管理(1987年)	
草地・飼料 作物	湖南省植物名録 飼料手冊(上册)	
家畜	飼料配方手冊 中国種畜種舍 養兔生産綜合配套技術 養鵝技術 实用乳牛飼養技術	
流通加工	中国国内市場統計年鑑 对外貿易業務知識	
その他	Women in China (1990年) 三西地区開發建設概要 中日經濟法律事典	

付属2：典型区農牧畜業総合開発計画関係資料	219
資料1 経済・社会・自然	219
付表2.1.1 典型区（9ヵ村）の要望事項	221
付表2.1.2 花垣県気象局降水量データ	222
付図2.1.1 湧水箇所位置図	232
付図2.1.2 試料採取位置図	233

付表2.1.1 典型区(9カ村)の要望事項

区割	村名	優先第1位	優先第2位	優先第3位
西 部 区	打落坪	灌 漑※	牧畜業	—
	納滔車	牧畜業	灌 漑	—
	黄連溝	道 路	牧畜業	灌 漑
東 部 区	卧岔坎	灌 漑	小水力発電所	牧畜業
	鴨八溪	灌 漑	牧畜業	—
	長 澤	牧畜業	灌 漑	—
北 部 区	团岩坪	牧畜業	灌 漑	道 路
	折楽坪	灌 漑	電 化	牧畜業
	躍馬卡	灌 漑	牧畜業	小学校の改良

注) ※は飲雑用水を含む、以下の灌漑の項同じ
出所：村長および村民委員会より聴取